
茨城県土砂等による土地の埋立て等の
規制に関する条例

条例の解説

茨城県県民生活環境部 廃棄物規制課

令和5年6月

目次

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について	…… 3
条例及び施行規則の改正について	…… 4
茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の解説	……10
茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	……44
茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則	……58
茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する事前協議要領	……112

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について

1 制定の経緯

建設工事から排出される土砂、いわゆる「残土」については法令による規制が無く、また「残土」と称して廃棄物を不法に投棄する事例が見受けられるようになったことから、平成3年に県において条例準則を示し、各市町村が条例を制定し規制してきました。

しかしながら、大規模な残土処理計画への対応については、残土の発生場所が茨城県外の複数県にまたがる事案が多いことや土砂の崩落や流出などの安全対策が必要となるため、平成15年10月に県条例を制定し、平成16年4月1日より必要な規制を開始しました。

2 条例の骨子

(1) 許可制（埋立て等の面積が5,000㎡以上の場合）

一定規模以上の土地の埋立て等（当該埋立て等区域の面積が5,000㎡以上）について県の許可制とし、土砂の性質や安全性、埋立て等に用いる土砂の数量や施工計画等を事前に審査します。（なお、許可申請を行う前に、茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領に基づく事前協議手続きを済ませることが必要です。）

○ 土砂の特定と土壌基準

埋立て等に用いる土砂について、発生させる者を特定するとともに、土壌の基準を設けて、基準を満たさない土砂による埋立て等の行為を禁止します。

許可申請には、埋立て等に用いる土砂等を発生させる者（建設工事の元請業者）の証明が必要になります。

○ 安全基準

埋立て等を行う場合は、流出や崩落等を防止するため、技術上の基準を設けるとともに、施工管理者を設置することにより、基準にあった施工を義務付けています。

○ 定期的な検査・報告

搬入土砂について、定期的な検査や搬入数量等の報告を義務付けるとともに、埋立て等を行う場所に標識を掲示し、埋立て等の行為を周辺住民に周知させることとしています。

○ 許可申請手数料：新規70,000円 変更43,000円

(2) 届出制（埋立て等の面積が5,000㎡未満の場合）

埋立て等の面積が5,000㎡未満の埋立て等は各市町村の条例で許可制とされていますが、市町村条例の許可を受ける必要が無い埋立て等については県への届出制とし、小規模な埋立て等であっても県で把握します（ただし、これらであっても、公共工事として行う埋立て等や、同じ敷地内での切り盛り等、県条例でも届出対象外としたものは届出不要です）。

(3) 雑則

○ 職員に立入調査等の権限を付与し、違反者には罰則の適用のほか、汚染土壌等の撤去義務等を課しています。

○ 施行に当たっては市町村と連携・協力することとしています。

○ 無許可の埋立て等、措置命令違反について2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科します。

条例及び施行規則の改正について

条例及び施行規則のこれまでの改正は、以下のとおり。

平成 17 年 10 月 11 日 規則第 102 号

- 1 独立行政法人都市再生機構法が公布され、都市基盤整備公団の業務及び地域振興整備公団の業務の一部が独立行政法人都市再生機構に承継されたこと及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の施行により、中小企業総合事業団が解散し、その業務の一部及び地域振興整備公団の業務の一部が独立行政法人中小企業基盤整備機構に承継されたことに伴う所要の改正。
- 2 日本道路公団等民営化関係法施行法が公布され、日本道路公団が解散し、その業務が高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に承継されることに伴う所要の改正。
- 3 独立行政法人日本原子力研究開発機構法が公布され、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構が解散し、日本原子力研究所の業務が独立行政法人日本原子力研究開発機構及び独立行政法人理化学研究所に、核燃料サイクル開発機構の業務が独立行政法人日本原子力研究開発機構に承継されることに伴う所要の改正。
- 4 茨城県公害防止条例の全部が改正され、茨城県生活環境の保全等に関する条例が公布されたことに伴う所要の改正。
- 5 不動産登記法の全部が改正され、新たに不動産登記法が公布されたことに伴う所要の改正。

平成 19 年 10 月 1 日 規則第 79 号

郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行され日本郵政公社が解散されることに伴う所要の改正。

平成 22 年 3 月 31 日 規則第 22 号

茨城県住民基本台帳法施行条例が一部改正され、住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく土地の埋立て等許可申請（申請者及び施工管理者の確認）が追加されたことに伴う所要の改正。

平成 25 年 10 月 31 日 規則第 65 号

1 適用除外法令の追加

以下の法令を土地の埋立て等許可の適用除外とする。

- (1) 土壤汚染対策法第 7 条の規定による汚染除去措置として行う土地の埋立て等、又は同法第 22 条の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等
- (2) 放射性物質汚染対処特措法第 36 条の規定による除染実施計画に基づき行う土地の埋立て等
- (3) 廃棄物処理法施行規則第 10 条の 3 第 2 号に基づく再生利用業者の指定制度において行う埋立て等

2 許可基準の改正

許可基準を以下のとおり改正する。

- (1) 埋立て等に用いる土砂等の性質の基準に水素イオン濃度指数を追加する。(4 以上 9 未満)(別表 1 の 2)
- (2) 埋立て等の高さの基準の緩和(安定計算を行った場合、10m を超える埋立てを認める)(別表 2)
- (3) 土砂等運搬禁止大型車両及び過積載車両による土砂等の運搬の禁止(別表 3)

3 添付書類の追加、様式の改定等

これまでの規則の施行状況を踏まえ、添付書類の追加及び様式の改定を行う。

平成 25 年 12 月 19 日 条例第 38 号、平成 26 年 3 月 31 日 規則第 21 号

1 土砂等の積替え又は保管に関する基準の創設(条例 7 条 2 号、規則 7 条 4 項)

発生元から既に搬出されストックヤードに堆積された土砂等の禁止を明記し、例外的に土砂等の積替え又は保管が必要な場合の基準を設ける。

規則 7 条 4 項	基準	
1 号	ア	ストックヤードの周囲に囲いを設けること。
	イ	見やすい箇所に土砂等の積替え又は保管にかかる掲示板を設けること。
	ウ	ストックヤードにその土地の埋立て等に用いる土砂等に混合するおそれのあるものが堆積されていないこと。
2 号	土砂等の飛散又は流出を防止するために必要な措置が講じられていること。	
3 号	ア	仕切りを設ける等必要な措置が講じられていること。
	イ	車両の出入りがある際には車両の搬出入を管理する者が立ち合うこと。
	ウ	土砂等発生元又はストックヤードから土砂等を搬出するときに帳簿を作成すること。
	エ	ストックヤードに土砂等の搬入するときに帳簿を作成すること。
4 号	積替え又は保管が許可の日以降に行われるものであること。	
5 号	土砂等の積替え又は保管のための堆積が関係法令に基づく許認可等を受けたものであること。	

2 欠格要件の創設(条例 7 条 5 号)

	欠格要件(申請者が以下のいずれにも該当しない者であること)
1	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2	禁固以上の刑に処せられ 5 年を経過しない者
3	廃棄物処理法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令(規則第 7 条 8 項)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ 5 年を経過しない者
4	廃棄物処理法、浄化槽法、残土条例、茨城県廃棄物適正化条例の許可を取り消され 5 年を経過しない者等

5	土地の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6	措置命令等に基づく措置を完了していない者
7	不正又は不誠実な行為をすると認められる相当の理由がある者（おそれ業者）
8	暴力団員等
9	役員・使用人・法定代理人が欠格要件に該当する場合
10	暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 軽微変更届の対象の追加及び添付書類の改定（規則 8 条）

軽微な変更事項に、「土地の埋立て等の請負人の氏名又は名称及び住所の変更」を加える。また、欠格要件の創設に伴い、以下のとおり軽微変更届の対象及び添付書類を追加する。

変更事項		添付書類
法定代理人	個人	・住民票の写し ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、身分証明書
	法人	・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し ・役員の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、役員の身分証明書
株主又は出資者	個人	・住民票の写し ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、身分証明書
	法人	・登記事項証明書
規則で定める使用人		・住民票の写し ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、身分証明書

4 標識の記載項目の追加（規則 11 条 2 項 8 号）

条例改正により許可申請書の記載項目が追加されることに伴い、現場への掲示標識の記載項目に土地の埋立て等の請負人の氏名等を追加する。

5 土地の埋立て等にかかる定期報告義務の創設（条例 14 条 2 項、規則 12 条 3 項 4 項）

土砂等の搬入状況、埋立て等の進捗を 3 ヶ月ごとに報告する義務を設ける（罰則：30 万円の罰金）。

※ 主な報告内容

- ・ 着手から報告期間末日までに埋立て等を行った累計面積及びこれに用いた土砂等の数量
- ・ 報告期間内に埋立て等を行った面積及びこれに用いた土砂等の数量

※ 添付書類

- ・ 報告期間内に記載した施工管理台帳（条例 14 条 1 項）の写し
- ・ 報告に係る期間の末日における埋立て等区域の構造に関する図面

6 許可取消し事由の追加（条例 17 条）

- (1) 欠格要件に該当したとき
- (2) 1 年以上埋立て等が行われなるとき

7 許可申請手数料の引き上げ（条例付則 6 項）

- (1) 新規：60,000 円→70,000 円（+10,000 円）
- (2) 変更：38,000 円→43,000 円（+ 5,000 円）

8 許可申請添付書類の改定（規則6条3項）

- (1) 土砂等の積替え又は保管に関する基準、欠格要件の創設に伴う添付書類の追加
- (2) 砂利採取法又は採石法の認可を受けた採取計画に基づき採取した土砂等を埋立て等に用いる場合の土壤調査結果の省略

9 様式の新設・改定等

様式番号	様式名	改定内容
第2号	土地の埋立て等許可申請書	・土地の埋立て等の請負人の記載欄の追加 ・欠格要件確認対象者の記載欄の追加 等
第6号の2	土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の場所に係る標識	・新設
第8号	土地の埋立て等変更届	・欠格要件確認対象者の記載欄の追加
第13号	土地の埋立て等地位承継届	・欠格要件確認対象者の記載欄の追加
第14号	土砂等による土地の埋立て等に関する標識	・土地の埋立て等の請負人の記載欄の追加
第15号の2	土地の埋立て等状況報告書	・新設
第15号の3	土壤調査結果報告書	・様式第15号の2の創設に伴う様式番号の繰り下げ

10 関係行政機関への照会・協力依頼規定の創設

平成27年3月26日 条例第13号

欠格要件の改正（条例7条5号ウ）
刑法改正に伴う所要の改正

平成27年9月3日 規則第72号

住民基本台帳法及び茨城県住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴う所要の改正

平成29年2月9日 規則第2号

1 土壤調査項目の追加（規則6条第3項第23号及び第25号、規則13条第3項）

新たにクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,4-ジオキサンを追加。

物質	基準値	測定方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号。以下「地下水環境基準告示」という。）付表に掲げる方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

2 土壤調査項目の基準値・測定方法の変更または追加

1,1-ジクロロエチレンの基準値を変更し、六価クロム・セレン・ふっ素・ほう素の測定方法を変更または追加。

平成 31 年 3 月 7 日 規則第 5 号

土壌調査項目の変更（規則 6 条第 3 項第 23 号及び第 25 号、規則 13 条第 3 項）

「シスー1, 2ージクロロエチレン」を「1, 2ージクロロエチレン」に変更。

物質	基準値	測定方法
1, 2ージクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法, トランス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法

※ 1, 2ージクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

令和元年 7 月 22 日 規則第 9 号

土壌調査項目の測定方法の変更（規則 6 条第 3 項第 23 号及び第 25 号、規則 13 条第 3 項）

(1) 「土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）」が平成 31 年 3 月 20 日に改正されたことに伴う、土壌調査項目の測定方法の改正

(2) 「工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）」が令和元年 7 月 1 日付けで「産業標準化法」に改正されたことに伴う用語の整理

※ 令和元年 7 月 22 日以降に申請する場合であっても、令和元年 7 月 21 日までに旧基準で行った土壌調査の結果は申請書類として使用可能です。（ただし、有効期限 6 か月以内のものに限ります。）

令和元年 10 月 1 日 条例第 17 号、令和元年 12 月 13 日 規則第 28 号

欠格要件の改正（条例 7 条 5 号ア・イ）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所要の改正

令和 4 年 11 月 21 日 条例第 42 号、令和 4 年 11 月 21 日 規則第 49 号

1 小規模の埋立て等に係る届出制度の創設

小規模の埋立て等に関する情報を把握し、必要な指導を行うことを可能とするため、市町村条例対象外の埋立て等を行う者に対して、新たに県への届出を義務付け

2 書面の交付・携帯義務の創設

不適正と疑われる事案を発見した際、現地で許可等の手続きを経たものであるか等を直ちに確認できるようにするため、埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等を搬入する者に対しての書面交付並びに土砂等の搬入時の書面携帯を義務付け

3 埋立て等に同意した地権者等への義務付け及び勧告・措置命令の創設

地権者等が関与していると考えられる不適正な事案にも対処できるようにするため、埋立て等に同意した地権者等に対し、土地の管理責任を踏まえた埋立て等の施工状況の確認等を義務付け義務を怠った者に勧告し、勧告に従わない場合には土砂等の除去その他必要な措置を命令

4 条例の規定に違反した者等の公表制度の創設

土砂等を発生させる者による埋立て等を行う者等の適正な選定に資するため、条例に違反した者の氏名等を公表

5 土砂等搬入禁止区域の指定制度の創設

土砂等を搬入する者を特定できないまま不適正な事案が継続することによる人の生命・財産等を害するおそれを防止するため、土砂等搬入禁止区域を指定し、同区域への土砂等の搬入を禁止

令和5年5月18日 規則第42号

1 改良土の利用基準を定める改正

第1種～第3種建設発生土に該当し、又はこれらに準ずるものであって、セメント、石灰その他の物により安定処理をした無機性のものに限り利用できるとし、改良土の製造工程から審査するため、必要な様式を新設する。

2 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号。以下「土壌環境基準」という。）の改正に伴う改正

本規則では、有害物質による汚染の状態に関する基準を、土壌環境基準に準じて設けているところだが、令和2年環境省告示第44号により土壌環境基準が改正されたため、本規則における有害物質による汚染の状態に関する基準を改正する。

3 地盤工学会基準の改定に伴う改正

本規則では、地盤工学会基準「土懸濁液のpH試験方法（JGS 0211-200*）」により、土砂等の水素イオン濃度指数を測定することとしているところだが、同基準が改訂され、基準番号が「JGS 0211-2020」となったことから、本規則において参照している基準番号を改める。

4 その他所要の改正

- ア 身分証明書の様式を環境省の統合様式に変更
- イ 届出書の提出部数の変更

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の解説

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、県、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

趣旨

- 1 本条はこの条例の目的を定めたものであり、本条例の解釈及び運用は、本条の目的規定を基本として行われることになる。
- 2 この条例は、土砂等による無秩序な土地の埋立て等を防止することを目的としており、土砂等による土地の埋立て等そのものを防止するものではない。
- 3 生活環境の保全とは、埋立て等によって発生する騒音、振動、粉じん以外にも自然環境を含む良好な生活環境の確保を、災害の防止とは、無秩序な土地の埋立て等によって生じる土砂等の崩落や流出等の防止を想定している。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項の廃棄物を除くものをいう。
- (2) 土地の所有者等 土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいう。
- (3) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積をいう。
- (4) 埋立て等区域 土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。

趣旨 本条例における用語の定義を定めた。

解説

1 土砂とは、砂、礫、砂質土、礫質土、シルト、粘土などをいい、岩石や化石など自然物を含めて土砂等という。

なお、袋詰めで販売されている土砂等(園芸用土等)のみを用いる場合、本条例の規制の対象外とする。

2 鉱さい、汚泥など、廃棄物が含まれる土砂等を用いた埋立て等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用されることとなる。

汚泥を中間処理したいわゆる改良土については、廃棄物を卒業していれば本条例にいう土砂等に該当し、本条例の対象となる。

3 岩石を粉砕し粒度を調整した砕石(バージン材)や、コンクリートガラを粉砕し粒度を調整した砕石(再生砕石)は、本条例にいう土砂等にはあたらない。

4 土砂等を有償で購入して埋立て等に用いる場合であっても、本条例の対象となる。

5 本条例で規制する行為の種類は、埋立て、盛土及び堆積の3種類である。

埋立て…周辺地盤面より低い窪地を埋め立てること

盛土 …周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更しないもの

堆積 …周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を堆積するものであり、将来その形状の変更が予定されているもの

6 埋立て等区域は、実際に埋立て等を行う区域をいい、保安区域や進入道路等は埋立て等区域には含まないこととする。

7 いわゆる谷津田の埋立てについては、周辺地盤面より高くなり、のり面が発生することから、盛土となる。

(県の責務)

第3条 県は、県の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講ずることに努めるとともに、市町村が講ずる土地の埋立て等に関する措置について、市町村に対し、必要な技術的な助言及び協力を行うものとする。

趣旨 県の基本的な責務を明らかにした。

解説

- 1 日常的なパトロール、事業者の指導、普及啓発活動や関係機関との連携に努め、県内での土地の埋立て等が適切になされるよう努める。
- 2 市町村条例による土地の埋立て等について、その施行に必要な広域的な情報の提供や他都道府県との調整などを行うこととする。

(土地の埋立て等を行う者の責務)

第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

趣旨 土地の埋立て等を行う者の基本的な責務を明らかにした。

解説

- 1 周辺の地域とは原則として埋立て等区域の境界から半径 300 メートルを想定しており、当該埋立て等について住民説明会等を開催し、周辺地域の住民の理解を求めること。
具体的には、県より市町村長あて当該埋立て等に対する意見を求め、市町村長の意見に基づき住民説明会等の開催を指示することとする。
- 2 土地の埋立て等の施工に当たっては、この条例による基準を遵守し、無秩序な埋立て等とならないようにしなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該土砂等の汚染状態を確認し、土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するための必要な措置その他適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

趣旨 土砂等を発生させる者についても、適正な土地の埋立て等が行われるよう基本的な責務が生じることを明らかにした。

解説

- 1 無秩序に埋立て等がされた土砂の多くは、建設工事に伴って副次的に発生したものが再利用されないことに問題の一端があるため、建設残土の発生を抑制することを、土砂等を発生させる者の責務とした。
- 2 建設工事の現場状況を踏まえて、建設残土の処分方法、処分先など適正な処分が行われるよう土地の埋立て等を行う者に対して適切な指示を行うこと。

(土地の所有者等の責務)

第5条の2 土地の所有者等は、その所有し、又は使用する権原を有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者による土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な配慮をしなければならない。

趣旨 土地所有者等に対して、住民の安全と良好な生活環境の確保に関して、基本的な責務があることを認識し、そのうえで土地を提供するものであることを明らかにした。

解説 土地の所有者等は、汚染された土壌による土地の埋立て等ではないこと、埋立て等による土砂等の崩落や流出等を防止する計画であることなど、土地の埋立て等が適正に行われるように確認してから、土地を提供するように努めなければならない。

(土地の埋立て等を行う土地の所有者等の同意)

第5条の3 何人も、土地の埋立て等を行おうとする土地の所有者等の同意を得ずに、土地の埋立て等を行ってはならない。

趣旨 土地の所有者等の同意を得ずに土地の埋立て等を行うことを明確に禁止した。

解説 同意とは、自らが権原を有する土地において、埋立て等が行われることを承諾することをいい、土地の賃貸借契約の有無を問わない。

(土地の埋立て等の届出)

第5条の4 土地の埋立て等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、土地の埋立て等を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、土地の埋立て等の目的その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

- (1) 第6条第1項の許可を受けて行う土地の埋立て等
- (2) 市町村が制定する土地の埋立て等を規制するための条例であって規則で定めるものに基づく許可を受けて行う土地の埋立て等
- (3) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- (4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- (5) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

趣旨

- 1 本条は、市町村条例に基づく許可を受ける必要が無い埋立て等について、県への届出制度を定めた規定である。
- 2 本条例又は市町村が定める同種条例（土砂等による土地の埋立て等を許可制としているもの）に基づく許可を受けて行う土地の埋立て等、他法令により土砂等による土地の埋立て等を間接的に規制しているもの及び公共事業による土地の埋立て等については、届出制度の対象外とした。

解説

- 1 小規模な土地の埋立て等であっても県があらかじめ把握し、的確に対応するため、全ての埋立て等を届出の対象としたうえで、他の制度により行政側が把握できる土地の埋立て等や、他法令の規制により本条例の目的を達成できることから重ねて規制する必要がない土地の埋立て等は、届出の対象外とした。
- 2 第6条第1項の許可を受けて行う土地の埋立て等については、当該許可制度において埋立て等が行われることを把握することができるため、届出制度の対象外とした。
- 3 市町村が定める同種条例（土砂等による土地の埋立て等を許可制としているもの）に基づく許可を受けて行う土地の埋立て等については、当該許可制度において埋立て等が行われることを把握することができるため、届出制度の対象外とした。
- 4 事業を行う区域内で発生した土砂等のみを用いた埋立て等については、発生した土砂等が、その発生した区域から搬出されることがないため発生場所が第三者から見て明らかであり、また、発生元事業者、運搬事業者及び埋立て等を行おうとする者が全て同一事業者になるため埋立て等を行おうとする者が第三者から見て明らかであることから、廃棄物や環境基準に適合しない土砂等が混入し、生活環境保全上の支障を生じるおそれが認められず、規制する必要が無いため、届出制度の対象外とした。
- 5 公共事業に使用する土砂等については、発注者が責任を持って事業計画を策定するため、無秩序な土砂等の埋立て等とならないと判断し届出制度の対象外とした。

なお、公共事業から発生する土砂等による埋立て等であっても、当該土地の埋立て等が、国や地方公共団体等が発注する公共事業として行われるものでない限り、届出が必要である。

6 他法令による許可等の処分による土地の埋立て等については、当該法令の規制によりこの条例の目的を達成しているため重ねて条例による規制の必要がないと認められ、又は政策的必要がある以下のものについて規則により届出制度の対象外とした。

(1) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う埋め戻し

(2) 廃棄物処理法による設置許可を受けた廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等
廃棄物の最終処分場における覆土は条例の届出制度の対象外となる。

(3) 土壌汚染対策法に基づく汚染除去等計画に従って行う埋立て等

(4) 土壌汚染対策法による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う埋立て等
汚染土壌処理施設における汚染土壌の埋立て処理については条例の届出制度の対象外となる。

(5) 放射性物質汚染対策特措法に基づく除染実施計画に基づく埋立て等

(6) 廃棄物処理法施行規則第10条の3第2号の規定による指定を受けた者が行う土地の埋立て等（当該指定に係る再生利用のために行うものに限る。）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2項及び第10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度について」（平成6年4月1日衛産42号）により個別指定制度の指定を受け、産業廃棄物の再生利用のために行われる埋立て等については当該再生利用に用いるものが廃棄物処理法に第2条第1項の廃棄物に該当せず土砂等に該当する場合であっても、条例の届出制度の対象外となる。

7 6のほか、以下のものについて届出制度の対象外とした。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等

非常災害の仮復旧や二次災害防止のために行う応急的な埋立て等で、短期間で行われる必要最小限のものに限られる。

(2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等

既に設置されている施設の維持管理行為として行われる埋立て等について届出制度の対象外としたものであり、運動場、駐車場その他施設の建設、改修工事として行う埋立て等は含まれない。また、農地の嵩上げは管理行為ではない。

8 事後の届出とした場合、埋立て等が開始してから届出が出るまでの間は、県で埋立て等を把握することができないことから、あらかじめ届出を求めることとした。

(届出事項の変更の届出)

第5条の5 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

趣旨 本条は埋立て等の届出事項の変更について定めたものである。

解説

- 1 既に届出をしても、埋立て等の面積、期間など当初の計画に変更が生じる場合は、あらかじめ変更内容について変更届の提出が必要となる。
- 2 事後の届出とした場合、計画が変更されてから届出がなされるまでの間は、県で把握することができないことから、あらかじめ届出を求めることとした。

(届出事項の完了等の届出)

第5条の6 第5条の4の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地の埋立て等を完了し、廃止し、休止し、又は休止した土地の埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

趣旨 本条は、埋立て等の完了、廃止、休止及び再開の届出について定めたものである。

解説

- 1 埋立て等を完了、廃止、休止又は再開した場合、当該事実について確認するため、当該事実が発生した日から起算して10日以内に届出を提出するものとする。また、事実発生日を第1日とする。
- 2 届出に係る土地の埋立て等の完了、廃止、休止については、いずれも土地の埋立て等が行われなくなる事項であり、事後の届出であっても、県が把握していない土地の埋立て等が行われることはないため、事後の届出とした。
また、休止した土地の埋立て等の再開については、当初の届出により土地の埋立て等自体を把握していることから、事後の届出であっても差し支えないため、事後の届出とした。

(土地の埋立て等の許可)

第6条 土地の埋立て等を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

- (1) 埋立て等区域の面積が5,000平方メートル未満である土地の埋立て等
- (2) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- (3) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- (4) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 埋立て等区域の位置
- (4) 埋立て等区域の面積
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所
- (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
- (9) 土地の埋立て等の施工に関する計画
- (10) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画
- (11) 土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合にあつては、当該請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、埋立て等区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

趣旨

- 1 本条は、土砂等による土地の埋立て等についての許可制度の規定である。なお、県内ではすでに各市町村が、同様の条例を制定しており、一定の規定を行っていることなどから、県条例による規制対象を5,000㎡以上とした。
- 2 他法令により土砂等による土地の埋立て等を間接的に規制している場合や公共事業による土地の埋立て等については、条例の適用除外とした。

解説

- 1 5,000㎡未満の埋立て等については、市町村条例が制定されている場合には、市町村長の許可が必要となる。
- 2 事業を行う区域内で発生した土砂等を用いた埋立て等については、発生した土砂等が、その発生し

た区域から搬出されることがないため発生場所が第三者から見て明らかであり、また、発生元事業者、運搬事業者及び埋立て等を行おうとする者が全て同一事業者になるため埋立て等を行おうとする者が第三者から見て明らかであることから、廃棄物や環境基準に適合しない土砂等が混入し、生活環境保全上の支障を生じるおそれが認められず、規制する必要が無いため、適用除外とした。

3 公共事業に使用する土砂等については、発注者が責任を持って事業計画を策定するため、無秩序な土砂等の埋立て等とならないと判断し適用除外とした。

なお、公共事業から発生する土砂等による埋立て等であっても、当該土地の埋立て等が、国や地方公共団体等が発注する公共事業として行われるものでない限り、許可を受ける必要がある。

4 他法令による許可等の処分による土地の埋立て等については、当該法令の規制によりこの条例の目的を達成しているため重ねて条例による規制の必要がないと認められ、又は政策的必要がある以下のものについて規則により適用除外とした。

- (1) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う埋め戻し
- (2) 廃棄物処理法による設置許可を受けた廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等
廃棄物の最終処分場における覆土は条例の適用除外となる。
- (3) 土壤汚染対策法に基づく汚染除去等計画に従って行う埋立て等
- (4) 土壤汚染対策法による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う埋立て等
汚染土壌処理施設における汚染土壌の埋立て処理については条例の適用除外となる。
- (5) 放射性物質汚染対策特措法に基づく除染実施計画に基づく埋立て等
- (6) 廃棄物処理法施行規則第10条の3第2号の規定による指定を受けた者が行う土地の埋立て等（当該指定に係る再生利用のために行うものに限る。）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2項及び第10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度について」（平成6年4月1日衛産42号）により個別指定制度の指定を受け、産業廃棄物の再生利用のために行われる埋立て等については当該再生利用に用いるものが廃棄物処理法に第2条第1項の廃棄物に該当せず土砂等に該当する場合であっても、条例の適用除外となる。

5 4のほか、以下のものについて適用除外とした。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
非常災害の仮復旧や二次災害防止のために行う応急的な埋立て等で、短期間で行われる必要最小限のものに限られる。
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等
既に設置されている施設の維持管理行為として行われる埋立て等について適用除外としたものであり、運動場、駐車場その他施設の建設、改修工事として行う埋立て等は含まれない。また、農地の嵩上げは管理行為ではない。

6 許可申請書の必要記載事項を定め、当該事項を確認する書類及び図面を添付させることとした。

(許可の基準)

第7条 知事は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の水素イオン濃度指数その他の性質及び有害物質（鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。
- (2) その土地の埋立て等に用いる土砂等が、複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設を経由する土砂等である場合にあっては、当該積替え又は保管が、規則で定める基準に適合していること。
- (3) その土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。
- (4) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。
- (5) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、この条例若しくは茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号。以下「廃棄物適正化条例」という。）その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - オ 廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるとき（廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消されたときを除く。）は、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

- カ 廃棄物処理法第7条の4第1項若しくは第14条の3の2第1項（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理法第7条の2第3項（廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。キにおいて同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- キ カに規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ク 第17条第1項（第1号エに係る部分を除く。）又は廃棄物適正化条例第18条第1項若しくは第2項の規定により許可（廃棄物適正化条例第2条第2項第2号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。ケにおいて同じ。）を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるとき（第17条第1項第1号ウに該当することにより許可が取り消されたときを除く。）は、当該取消しの処分に係る茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ケ 第17条第1項又は廃棄物適正化条例第18条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消しの処分に係る茨城県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第10条第1項第3号又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による廃止の届出（廃棄物適正化条例第2条第2項第2号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。コにおいて同じ。）をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- コ ケに規定する期間内に第10条第1項第3号又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による廃止の届出があった場合において、ケの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- サ 第17条第1項又は第18条第2項の規定により土地の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日当該法人の役員であった者を含む。）
- シ 第18条第1項又は第2項の規定による命令（同項の規定による土地の埋立て等の停止の命令を

除く。)を受け、その命令に係る措置が完了していない者(当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。)

ス 土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

セ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ソ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。)がアからセまでのいずれかに該当するもの

タ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからセまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ 個人で規則で定める使用人のうちにアからセまでのいずれかに該当する者のあるもの

ツ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

趣旨 本条は、生活環境の保全及び災害の防止という本条例の目的を達成するため、許可を行う際の基準について定めている。

解説

1 土地の埋立て等に用いることのできる土砂等の基準のうち、有害物質とその汚染の状態については、土壤汚染に係る環境基準を適用することとした(規則第7条第1項)。

2 土地の埋立て等に用いることのできる土砂等の性質は、次に掲げる土砂等の、水素イオン濃度指数が4以上9未満のものとした(規則第7条第2項)。

(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号。以下「省令」という。)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等であって、当該土砂等の性質を改良していないもの(規則第7条第2項第1号)。

具体的には、建設発生土(改良等をしていないものに限る)、山砂、岩ズリ、浚渫土(海)である。

(2) 省令別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等(これらに準ずる土砂等を含む。)であって、当該土砂等をセメント、石灰その他の物により安定処理した無機性のもの(規則第7条第2項第2号)。

具体的には、土砂等や汚泥を改良した土砂等である。

なお、安定処理をしていない土砂等(曝気のみ等)の場合、雨水等に曝されると含水比が高まって泥状を呈するおそれがあることから、安定処理をした改良土のみ使用できることとした。

また、有機物を多量に含む泥土を改良すると強いアンモニア臭が発生するおそれがあるため、無機性の改良土のみ使用できることとした。

加えて、改良土を使用する場合であっても、水素イオン濃度指数の基準(4以上9未満)は適用されるので留意すること。

3 土砂等の発生元において掘削した土砂等を仮置きする必要がある場合、当該土砂等に他の物が混入することを防止するため、規則で定める積替え又は保管の基準に適合していると認められない限り土

地の埋立て等に用いることができない。

「複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設」とは、いわゆる資材置場やストックヤードが該当するが、その土地の埋立て等に用いる土砂等のみを仮置きするために用意された敷地であっても該当する。

なお、許可申請の時点で既に仮置きされた土砂等を土地の埋立て等に用いることはできない。

積替え又は保管の基準は以下のとおりであり（規則第7条第4項）、いずれにも適合していることを必要とする。

- (1) スtockヤードの周囲に囲いを設けること。
 - (2) 見やすい箇所に次に掲げる事項を記載した掲示板を設けること。
 - ア 土砂等の積替え又は保管の場所である旨
 - イ 土砂等の発生の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
 - ウ 土砂等の発生の場所及び予定数量
 - エ 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
 - オ 土地の埋立て等を行う場所の所在地
 - カ スtockヤードの管理者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
 - (3) スtockヤードの区域のうち積替え又は保管をしようとする区域に、他の場所から発生した土砂等又は廃棄物その他その土地の埋立て等に用いる土砂等に混合するおそれのあるものが堆積されていないこと。
 - (4) 土砂等の飛散又は流出を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - (5) 仕切りを設ける等必要な措置が講じられていること。
 - (6) 車両の出入りがある際には車両の搬入又は搬出を管理する者を立ち合わせること。
 - (7) 土砂等の発生の場所から土砂等の搬出したとき及びスtockヤードから土砂等を搬出したときは、記録者氏名、搬出時刻、搬出車両登録番号、搬出業者の名称、運転者氏名、数量、土砂等の搬出先を記載した帳簿を作成すること。
 - (8) スtockヤードに土砂等を搬入したときは、記録者氏名、搬入時刻、搬入車両登録番号、搬入業者の名称、運転者氏名、数量、土砂等の積込み場所を記載した帳簿を作成すること。
 - (9) 積替え又は保管が許可の日以降に行われるものであること。
 - (10) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管のための堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであること。
- 4 土砂等の流出を防止するため、埋立て等を施工するに当たって必要な技術上の基準、例えば高さ、のり面勾配、踏み固めの方法などについて定めている（規則第7条第6項、規則別表第2）。
 - 5 搬入するための道路について、道路管理者との協議や土砂のまきだし防止措置、通学時間帯の搬入車両の通行禁止措置、騒音、振動や粉じん発生の防止措置などを講じていること（規則第7条第7項、規則別表第3）。

埋立て等区域周辺の公共物、工作物等に影響を及ぼし、又は機能を阻害させることのないよう、埋立

て等区域の地耐力の調査・検討・対策については、平板載荷試験、スウェーデン式サウンディング試験、ボーリング試験等を実施し、埋立て等による影響について支持力と沈下等の対策を検討すること（規則第7条第7項、規則別表第3）。

6 土地の埋立て等の許可を受けることができない以下の者の欠格要件を定めている。

(1) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの

精神の機能の障害により、土地の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。（規則第7条第8項）

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、医師の診断書、認知症に関する試験結果等の書類により、審査を行う。審査基準の詳細は「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）」（令和元年11月21日付け環循適発第1911211号）による。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁固以上の刑に処せられ、又は廃掃法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令等の罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、また執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

生活環境の保全を目的とする法令は以下の法令及び条例である（規則第7条第9項）。

ア 大気汚染防止法

イ 騒音規制法

ウ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

エ 水質汚濁防止法

オ 悪臭防止法

カ 振動規制法

キ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

ク ダイオキシン類対策特別措置法

ケ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

コ 茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

サ 茨城県生活環境の保全等に関する条例

(4) 廃棄物処理法、浄化槽法に基づく許可の取消しから5年を経過しない者等

一般廃棄物収集運搬業（廃棄物処理法第7条第1項）、一般廃棄物処分業（同法第7条第6項）、産業廃棄物収集運搬業（同法第14条第1項）、産業廃棄物処分業（同法第14条第6項）、特別管理産業廃棄物収集運搬業（同法第14条の4第1項）、特別管理産業廃棄物処分業（同法第14条の4第6項）、浄化槽清掃業（浄化槽法第35条第1項）の許可が該当する。

なお、「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」とは、法人の業務を執行する権限はないものの、法人に対する実質的な支配力を有する者をいい、たとえば、相談役、顧問等の名称を有する者、法人に対し多額の貸し金を有することに乘じて法人の経営に介入している者又は一定比率以上の株式を保有する株主若しくは一定比率以上の出資をしている者などが典型的には想定される（以下同じ）。

また、7条5号キにある「規則で定める使用人」とは申請者の使用人で、次に掲げるものの代表

者であるものとする（以下同じ）。

ア 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

イ 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土地の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(5) 条例又は茨城県廃棄物適正化条例に基づく許可の取消しから5年を経過しない者等

指定処理施設及び積替保管施設（茨城県廃棄物適正化条例第12条第1項）の設置許可が該当する。特定小型焼却施設の設置許可は該当しない。

(6) 土地の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(7) 措置命令に基づく措置を完了していない者等

(8) 不正又は不誠実な行為をすると認めるに足りる相当の理由がある者

不正又は不誠実な行為をすると認められる相当の理由がある者とは、条例第7条第5号アからシまで及びセからツまでのいずれにも該当しないが、その者の資質及び社会的信用等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者をいう。具体的には、以下のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものと考えられる。

ア 過去において、条例の取り消し処分を繰り返し受けている者（処分後5年を経過している者に限る。）

イ 廃棄物処理法、浄化槽法、規則第7条第9項に掲げる法令若しくはこれらの処分に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、拘留その他の強制の処分を受けている者

ウ 暴力団対策法の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、拘留その他の強制の処分を受けている者（当該違反又は罪が廃棄物の処理又は土砂等による土地の埋立て等に関連してなされ又は犯された場合に限る。）

エ イに掲げる法令若しくはこれらの法令又は条例に基づく処分に係る違反を繰り返ししており、行政庁の指導等が累積している者

オ 廃棄物処理業務や土砂等による土地の埋立て等に関連して他法令（道路交通法、農地法、森林法、都市計画法等）に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者（なお、繰り返し罰金以下の刑に処せられるまでに至っていない場合でも、廃棄物処理業務又は土砂等による土地埋立て等に関連した他法令違反に係る行政庁の指導等が累積することなどにより、上記と同程度に的確な土地の埋立て等の遂行を期待し得ないと認められる者については、下記サに該当する。）

カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者

キ 暴力団員に対して自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

ク 茨城県内の各市町村長が定めた土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に違反し、罰金以上の刑に処された者

ケ 茨城県内の各市町村長が定めた土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく土地の埋立て等の許可を取り消され、5年を経過しない者

コ 茨城県内の各市町村長が定めた土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に違反し、改善命令、措置命令等を受け、その措置を完了していない者

サ その他上記に掲げる場合と同程度以上に土地の埋立て等の適正な施行を期待し得ないと認められる者

(9) 暴力団員等

(10) 法定代理人、法人の役員又は規則で定める使用人が(1)～(8)に該当する者

(11) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

暴力団員等が事業活動を支配する者とは、典型的には暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者をいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含まれ、具体的には、以下の者が特段の事由がない限り該当する。

ア 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。

イ 暴力団員等が事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、売買、請負、委任その他多額の有償契約を締結していること。

(許可の条件)

第8条 知事は、第6条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付することができる。

趣旨 本条は許可に付する生活環境の保全及び災害の防止のための条件について定めている。

解説 許可申請の審査の結果、施工方法や搬入車両の通行禁止時間帯の設定、搬入道路の設定その他必要な事項について条件を付して許可できることとした。

(変更の許可等)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、同条第2項第2号又は第4号から第11号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第6条第2項第1号若しくは第12号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

趣旨 本条は埋立て等の許可の変更について定めたものである。

解説 既に許可を受けていても、埋立て等の面積、期間など当初の計画に変更が生じる場合は、あらかじめ変更内容について変更許可が必要となる。

埋立て等に用いる土砂等の発生元追加、施工業者の変更についても変更許可の対象となる。

なお、許可を受けた者の氏名や住所など、計画の内容に変更が生じない場合は届出で足りることとした。

(土地の所有者等への通知)

第9条の2 許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、埋立て等区域内の土地の所有者等(当該土地の所有者等が当該許可を受けた者である場合を除く。第3項において同じ。)に、当該許可に係る第6条第2項各号に掲げる事項及び当該許可に係る条件(第8条の規定により条件を付されたときに限る。)を書面で通知しなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項(同条第2項の規定により第7条及び第8条の規定を準用する場合を含む。)の許可について準用する。この場合において、前項中「第6条第2項各号に掲げる事項」とあるのは「第6条第2項各号に掲げる事項であつて、変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3 許可を受けた者は、前条第3項又は次条第1項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、埋立て等区域内の土地の所有者等に対し、通知しなければならない。

趣旨 本条は、本条例に基づく許可を受けて行う土地の埋立て等に同意した土地の所有者等が、第18条の3の義務を的確に遂行できるよう、許可を受けた者に対して、土地の所有者等への通知義務を課したものである。

解説

1 土地の埋立て等を行うには、土地の埋立て等を行おうとする土地の所有者等の同意を得る必要があるが、本条例に基づく許可を受けた土地の埋立て等に同意をした土地の所有者等に対しては、本条例第18条の3の義務が課されることから、同意をした土地の埋立て等が許可を受けたことを把握できるよう、通知義務を課した。

2 許可後に変更許可を受けた場合及び、軽微な変更や完了の届出をした場合、変更した内容や完了した時期が分からなければ、第18条の3の義務を的確に遂行できないため、同様に通知義務を課した。

なお、通知の方法については、規則第8条の2において、届出の写しを送付することにより行うものとしている。

3 土地の埋立て等を行うにあたり、土地の所有者等と土地の賃貸借契約を締結したり、土地の所有者等から同意を得ることで、埋立て等を行う者自身も土地利用の権原を得て「土地の所有者等」となるが、埋立て等を行う者は自身に宛てて通知する必要はなく、当該賃貸借契約の相手方や、同意の相手方に対して通知することとなる。

(着手の届出等)

第10条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない

- (1) 当該許可に係る土地の埋立て等に着手したとき。
- (2) 当該許可に係る土地の埋立て等を完了したとき。
- (3) 当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 休止した当該許可に係る土地の埋立て等を再開したとき。

2 知事は、前項の規定による届出（同項第2号又は第3号に係るものに限る。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第6条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画（第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。）並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画（第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。）に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

趣旨 本条は、埋立て等の着手、完了、廃止、休止及び再開の届出義務を定めたものである。

解説

- 1 埋立て等の着手、完了、廃止、休止又は再開した場合、当該事実について確認するため、当該事実が発生した日から起算して10日以内に届出を提出するものとする。また、事実発生日を第1日とする。
- 2 埋立て等の着手後、許可期間内に埋立て等が完了しなかった場合、許可は失効する。このため、当初の計画期間内に埋立て等が完了しない場合、変更許可を得る必要がある。
- 3 知事は、完了、廃止及び休止した場合に許可を受ける際の計画に適合しているかどうか確認し、適合していないと認められた場合には、土砂等の除去その他必要な措置について命令することができる。
なお、完了届又は廃止届が提出された場合、その後当該許可に基づく埋立て等を行うことはできない。

(許可に基づく地位の承継)

第11条 許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

趣旨 本条は許可を受けた者の地位の承継について定めている。

解説 分割及び相続については、全部を承継することのみ認めることとする。

相続、合併又は分割以外の方法により許可を受けた者の地位を承継させることはできない。この場合、既許可を廃止し、新たに土地の埋立て等の許可の手続をとることが必要となる。

(施工管理者の設置等)

第12条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

趣旨 本条は埋立て等について適正な施工を確保するため施工管理者の設置を定めている。

解説

- 1 施工管理者となれる者は、施工者又はその被用者に限る。
- 2 埋立て等の施工について、施工管理者を常駐させなければならない。施工管理者については、土木工事の施工に関し管理の経験があるものとするが、建設業法施行規則で規定している土木施工管理技術検定に合格している必要はない。

(標識の掲示)

第13条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

趣旨 本条は埋立て等の許可を受けた者に対する標識の掲示義務について定めている。

解説

- 1 周辺の地域住民に対し、当該埋立て等の計画概要を周知するため、標識の設置を義務づけている。
- 2 見やすい場所とは、原則として土砂等の搬入車両の出入り口付近とする。

(帳簿への記載等)

第14条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間（当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの期間）ごとに、規則で定めるところにより、当該各期間の経過後1月以内に、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

趣旨 本条は土砂等の搬入状況を把握し、適正な埋立て等の施工を管理するため、許可を受けた者に搬入土砂等の数量等を帳簿に記載し、定期的にその数量等について報告を行う義務を定めている。

解説

- 1 搬入日ごと、土砂等の発生場所ごとに、現場で土砂等の数量、搬入車両の登録番号及び運転者名、搬入時刻、積載場所等を帳簿に記載しなければならない。
- 2 土砂等の埋立て等の施行に係る記録についても帳簿に記載しなければならない。
- 3 土砂等の数量等の報告は、報告期間内に土砂等の搬入や敷き均しその他の作業がない場合であっても提出しなければならない。
- 4 3月ごとの各期間には、埋立て等の休止期間は含まない。

(土壌の調査等)

第15条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間（当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの期間）ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該各期間の経過後1月以内に、その結果を知事に報告しなければならない。

趣旨 本条は、埋立て等の許可を受けた者に対し、土地の埋立て等に用いられた土砂等の有害物質による汚染の状況について土壌調査し、結果の報告義務を定めている。

解説

- 1 土砂等の埋立て等について、一定期間ごとに土壌調査を行い、土壌基準に適合しているか否かについて知事に報告を義務づけている。
- 2 3月ごとの各期間には、埋立て等の休止期間は含まない。

(書類の備付け及び閲覧)

第16条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第6条第2項の申請書の写し、第14条第1項の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

趣旨 本条は、埋立て等の許可を受けた者に対する関係書類の備付け及び公開義務について定めている。

解説

- 1 許可証、許可申請書のほか、埋立て等を行うにあたって必要な書類を備え置き、閲覧させなければならない。
- 2 生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者については、第4条に規定する周辺の地域に居住する住民を指すが、本条の場合周辺地域に居住していなくても、土地の所有者や土地を借りて耕作している者についても、利害関係を有する者とする。

(許可の取消し等)

第17条 知事は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第7条第5号ウ若しくはエ（廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定若しくは第23条第1項若しくは第24条（同項の規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号ス、セ若しくはツに該当するに至ったとき。

イ 第7条第5号ソからチまで（同号ウ若しくはエ（廃棄物処理法第25条から第27条までの規定若しくは第23条第1項の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号ス若しくはセに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ 第7条第5号ソからチまで（同号オ又はクに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 第7条第5号アからコまで、シ又はソからチまでのいずれかに該当するに至ったとき（アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。）。

(2) 第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。

(4) 第8条（第9条第2項において準用する場合を含む。次条第2項において同じ。）の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件（次条第2項の規定による変更があった場合にあっては、その変更後のもの。同項において同じ。）に違反したとき。

(5) 第10条第1項、第11条第2項、又は第12条から第16条までの規定に違反したとき。

(6) 第14条第2項又は第15条の規定による報告において、虚偽の報告をしたとき。

(7) この項又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。

2 知事は、許可を受けた者が、正当な理由がないのに、第6条第1項の許可を受けた日から起算して1年以内に当該許可に係る土地の埋立て等に着手せず、又は引き続き1年以上当該許可に係る土地の埋立て等を休止したときは、当該許可を取り消すことができる。

趣旨 本条は埋立て等の許可の取消し及び命令について定めている。

解説

- 1 不正な手段で許可を受けたとき、許可の条件に違反したときなどについては、許可の取消し又は埋立て等の停止を命じることができる。
- 2 許可を受けた者が欠格要件に該当した場合、許可の取消し又は埋立て等の停止を命じることができる。

悪質性が重大な許可取消し事由（第17条第1項第1号ア、イ及び同項第2号～第7号）に該当する場合、許可を取り消された法人の役員が役員を兼務する法人も欠格要件に該当し、許可の取消し又は埋立て等の停止を命じることができる。

(措置命令等)

第18条 知事は、第6条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し、その土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第8条の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 土地の埋立て等が第7条第1号若しくは第2号の基準又は当該許可に係る第6条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。

(2) 生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

趣旨 本条は埋立て等に係る措置命令について定めている。

解説

1 無許可で埋立て等を行った者、許可基準や計画に適合しない埋立て等を行った者のほか生活環境の保全又は災害の防止のため必要がある場合は、埋立て等の停止や原状回復等の措置をとるように命じることができる。

2 緊急の必要とは、風水害や地震などにより、土砂等の崩落や流出の危険が想定され、速やかに危険を回避する措置を執らなければならない状況をいう。

(土地の適正な管理)

第18条の2 土地の埋立て等を行う者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を知事その他の関係機関に通報するとともに土地の所有者等に通知しなければならない。

2 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。

3 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事その他の関係機関に通報しなければならない。

趣旨 本条は、土地の埋立て等を行う者及び土地の所有者等有する責務を踏まえ、本条例の目的を達成するために行うべきことを具体的に定めている。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務)

第 18 条の 3 第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可を受けた土地の埋立て等につき、第 5 条の 3 の同意をした土地の所有者等は、当該土地の埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土地の埋立て等の施工状況を確認しなければならない。

2 前項の土地の所有者等は、同項の確認の結果、第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

趣旨 本条は、本条例に基づく許可を受けた土地の埋立て等に同意をした土地の所有者等の義務について定めている。

解説

1 本条例に基づく許可を受けた土地の埋立て等に同意をした土地の所有者等は、施工期間中、定期的に施工状況を確認しなければならないこととしており、規則において、次の事項について毎月 1 回以上確認することとしている。

(1) 当該施工に係る埋立て等区域において、当該施工状況が、同意に当たって確認した内容に相違していないこと。

(2) 当該施工に係る埋立て等区域において、土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

2 第 1 項の確認は、土地の所有者等が自ら行うことを原則としているが、自ら行うことが困難な事情があるときは、他の者に確認させることにより行うことができることとしている。

具体的には、土地の所有者等が、施工に係る土地の遠方に居住している場合や、身体が不自由で確認に赴くことが困難な場合を想定しているが、それ以外の場合であっても「自ら当該施工状況を確認することが困難な事情」があれば、他の者に確認させることにより行うことができる。

3 土地の所有者等は、第 1 項の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、土地の所有者等として行いうる方法（土地の埋立て等についての同意の撤回や契約解除等）で、土地の埋立て等を行う者に対し、土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めることとなる。

また、県が土地の埋立て等の施工状況を把握し、必要な対応ができるよう、知事への報告義務も課した。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等への勧告及び命令)

第 18 条の 4 知事は、第 18 条第 2 項の規定により当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土地の埋立て等を行う土地の所有者等であつて次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第 1 項の確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていた場合に限る。）

(2) 前条第 2 項の報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

趣旨 本条は、措置命令が履行されない場合における、義務を懈怠した土地の所有者等に対する勧告及び命令について定めている。

解説 本条例の許可を受けて土地の埋立て等を行う者に対し、第 18 条第 2 項の規定により命じた措置が履行されない場合、定期的な確認義務や知事への報告義務を怠った土地の所有者等に対して必要な措置を勧告し、勧告に従わない場合は命じることができることとした。

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第 18 条の 5 知事は、土地の埋立て等が継続されることにより、埋立て等区域及びその周辺の区域における人の生命、身体又は財産が害されるおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、6 月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により土砂等搬入禁止区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

4 知事は、第 1 項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ当該指定の事由が引き続き存すると認めるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町村長から意見を聴取した上、同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。

5 知事は、第 1 項の規定による指定の準備をするため必要があると認めるときは、その職員に、他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

6 知事は、第 1 項の規定による指定をしたときは、その職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

7 前 2 項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

趣旨 本条は、土砂等搬入禁止区域の指定について定めている。

解説

1 土砂等搬入禁止区域は、第 1 項の規定により、次の 3 要件を全て満たす場合のみ指定する。

(1) 土地の埋立て等が継続される蓋然性があると認められること

(2) 埋立て等区域及びその周辺の区域における人の生命、身体又は財産が害されるおそれがあると認められること

(3) この条例の目的を達成するため必要があると認められること

2 土砂等搬入禁止区域に指定した場合、その区域は指定が解除されるまでの間は土砂等を搬入することができなくなるため、土地の所有者等の私権に配慮し、区域指定の期間を 6 か月間に制限している。

3 土砂等搬入禁止区域の指定期間が満了しても、依然として指定の事由がなくなっていない場合、市町村長からの意見を聴取したうえで再度指定することができる。

4 区域を指定するためには、指定の要件や土地の状況等を把握する必要があるため、指定の準備のための立入りの規定を設けた。

5 埋立て等が継続することにより危険を生じるおそれがある区域は面積問わず指定することができるよう、指定要件に面積の定めは無い。

(土砂等の搬入の禁止)

第 18 条の 6 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

趣旨 本条は、土砂等搬入禁止区域に対する土砂等の搬入を禁止している。

解説

- 1 土砂等搬入禁止区域においては、本条例の目的を達成するため、土砂等の搬入を一切禁止する必要があるため、何人に対しても禁止した。
- 2 土砂等搬入禁止区域において災害防止等を図る場合、区域内での切り盛りや土砂等の撤去等、土砂等の搬入を伴わない方法により行うこととなる。

(土砂等搬入禁止区域の解除)

第 18 条の 7 知事は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

- 2 第 18 条の 5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

趣旨 本条は、指定の事由が消滅した場合に土砂等搬入禁止区域の指定を解除すべきことを定めている。

解説 土砂等搬入禁止区域の指定は、指定の事由が消滅してもなお指定を続けることは合理的ではないため規定した。

(書面の交付及び携帯)

第 18 条の 8 次の各号に掲げる者は、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者に対し、土地の埋立て等に用いる土砂等の性質その他規則で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 第 5 条の 4 の届出をした者

(2) 許可を受けた者

(3) 市町村が制定する土地の埋立て等を規制するための条例であって規則で定めるものに基づく許可を受けて土地の埋立て等を行う者

2 前項の書面の交付を受けた者は、発生させた土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対し、搬入に係る土砂等の発生の場所、搬入先その他規則で定める事項を記載した書面(以下「適合証明書」という。)を交付しなければならない。

3 適合証明書の交付を受けた者は、当該適合証明書に係る土砂等を埋立て等区域に搬入するときは、当該適合証明書を携帯しなければならない。

4 第 1 項各号に掲げる者は、前項の規定に違反して適合証明書を携帯していない者による土砂等の搬入を受け入れてはならない。

趣旨 本条は、土地の埋立て等に関係する者に対する、書面の交付及び携帯義務を定めている。

解説

1 掘削工事等により発生した土砂等は、その発生の場所から運び出され、埋立て等区域へ搬入されて、土地の埋立て等に用いられることになる。

そのため、土地の埋立て等に関係する者のうち、次の 3 者に対して書面の交付義務や携帯義務を課すことにより、土砂等の発生から埋立て等までの流れを可視化し、適切な発生元からの土砂等のみが土地の埋立て等に用いられる制度とした。

(1) 土地の埋立て等を行う者

土砂等を発生させる者に対して書面(土砂等受入概要書)を交付する。

土地の埋立て等の届出をしたり、本条例や市町村が定める同種条例に基づく土地の埋立て等の許可を受けることにより、本義務が生じる。

(2) 土砂等を発生させる者

発生させた土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対して適合証明書を交付する。

土地の埋立て等を行う者から土砂等受入概要書の交付を受けることにより、本義務が生じる。

(3) 土砂等を搬入する者

土砂等を搬入する際は、適合証明書を携帯する。

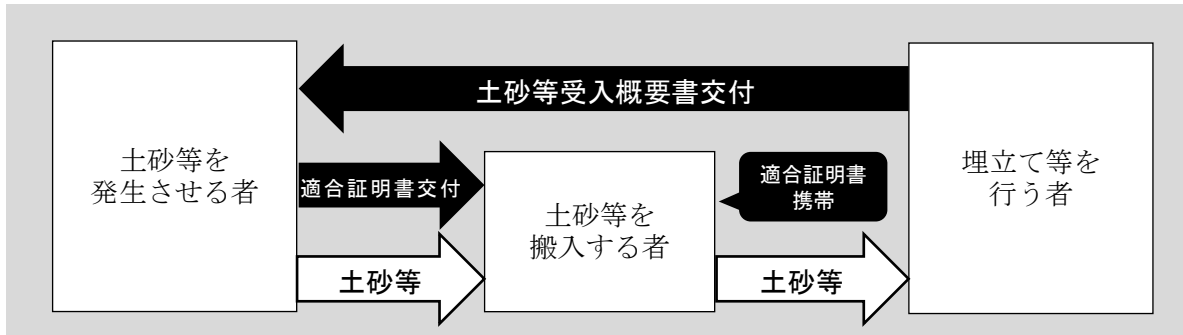
土砂等を発生させる者から適合証明書の交付を受けることにより、本義務が生じる。

2 本制度により、適切な発生元からの土砂等を搬入する者は適合証明書を携帯しており、そうでない土砂等を搬入する者は適合証明書を携帯していないこととなる。

ここで、土地の埋立て等を行う者は、適合証明書を携帯していない者による土砂等の搬入を受け入れてはならないこととすることで、不適切な土砂等が混入することを防ぐ制度とした。

3 本制度の対象となる土地の埋立て等は、本条例に基づく許可を受けた土地の埋立て等に限らず、本条例に基づく届出をした土地の埋立て等や、市町村が定める同種条例に基づく許可を受けた土地の埋立て等も含む。

4 本条による書面の交付・携帯の関係を図示すると次のとおり。



5 本制度は、紙の書面を交付・携帯することを想定しているが、土砂等の発生から埋立て等までの流れを可視化できる方法であれば、紙の書面以外のものを用いても差し支えない。

(例) 書面の画像やデータをスマートフォン等で交付・携帯する方法

(土地の埋立て等の停止命令等)

第 18 条の 9 知事は、前条第 1 項又は第 4 項の規定に違反して土地の埋立て等を行う者（第 5 条の 4 の届出をした者又は許可を受けた者に限る。）に対し、期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

2 知事は、前条第 3 項の規定に違反して適合証明書を携帯せずに土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対し、土砂等を搬入しないよう命ずることができる。

3 知事は、前 2 項の命令を口頭でした場合において、その相手方から命令の内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

趣旨 本条は、前条の義務に違反した者に対する命令について定めている。

解説

1 前条の実効性を確保するため、本条により、次の者に対して、土地の埋立て等の停止又は搬入しないことを命じることができる。

(1) 土砂等受入概要書を交付していない者（土地の埋立て等を行う者）

(2) 適合証明書を携帯していない者による土砂等の搬入を受け入れた者（土地の埋立て等を行う者）

(3) 適合証明書を携帯していない者（土砂等を搬入する者）

2 本条第 1 項の規定による土地の埋立て等の停止命令は、本条例に基づく許可を受け、又は届出をした者が対象となる。

3 本条の命令は単なる指導ではなく、違反した場合に罰則（6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が措置されている命令であり、原則として文書により行うことを想定している。

しかしながら、現に条例に違反して土砂等が搬入されようとしている場合など、命令文を用意するいとまがない可能性があるため、口頭での命令も想定し、その場合には相手方の求めに応じて命令の内容を記載した書面を交付することとした。

(公表)

第 18 条の 10 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

- (1) 第 5 条の 4、第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定に違反して、土地の埋立て等を行った者
- (2) 第 17 条第 1 項の規定による許可の取消し又は命令を受けた者
- (3) 第 18 条の規定による命令を受けた者
- (4) 第 18 条の 6 の規定に違反して土砂等を搬入した者
- (5) 第 18 条の 9 第 1 項又は第 2 項の規定による命令を受けた者

2 知事は、前項第 1 号又は第 4 号の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

趣旨 本条は、条例に違反した者の公表について定めている。

解説

1 条例に違反した事業者や、条例に基づく処分を受けた事業者の情報を公表することにより、発注者による適正な事業者選定に資するとともに、無許可埋立て等であることを隠して土砂等を受け入れる悪質事業者等との取引を抑制するため、公表制度を設けた。

2 公表の対象は、無許可又は無届で埋立て等を行った者、土砂等搬入禁止区域へ土砂等を搬入した者及び、この条例に基づく処分を受けた者とした。

ただし、第 18 条の 4 に基づく命令については、土地の埋立て等に同意した土地所有者等が名宛人であり、発注者による事業者選定及び悪質事業者等との取引抑制という本規定の目的に照らして公表する必要が乏しいと認められるため、対象に含めない。

3 公表は事実行為であり、不利益処分に当たらないものの、公表により相手方に経済的損失等を与えることもある。

第 18 条の 10 第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号の者は、いずれも前提となる処分において、不利益処分に伴う意見陳述のための手続きが前置されているが、第 1 号及び第 4 号については同手続きが前置されていない。

そのため、第 1 号及び第 4 号の規定により公表しようとするときには、行政手続の透明性の確保の観点から、本条例において意見聴取の機会を制度的に保証することとした。

4 意見を述べる機会を与える具体的な方法についての定めは無いため、茨城県行政手続条例（平成 7 年茨城県条例第 5 号）第 27 条から第 29 条までの規定の例により行うこととなる。

(関係行政機関等への照会等)

第19条 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関、関係地方公共団体、関係のある公私の団体その他の関係者に対し、照会し、又は協力を要請することができる。

2 知事は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等を行う土地の所有者等その他の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

趣旨 本条は、行政機関や埋立て等を施工する関係者への協力の要請を定めている。

解説

- 1 知事はこの条例の規定に基づく事務に関して、国、市町村等の関係行政機関、関係団体及び関係者に対して、照会や協力を要請できることとした。
- 2 知事は、生活環境の保全は災害発生防止のため、埋立て等を行う者以外に、土砂等の発生者、土地所有者、土砂等の運搬者ほか関係者に対し協力を要請できることとした。

(報告の徴収及び立入検査等)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等に用いる土砂等を搬入する者、土地の埋立て等を行う土地の所有者等に対し、第18条の8第1項の書面又は適合証明書、土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させ、若しくは第18条の8第1項の書面又は適合証明書の提示を求めることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

趣旨 本条は、報告の徴収及び立入検査について定めている。

解説

- 1 知事は埋立て等の施工に関し、計画に沿って行われているか報告を求めることができることとした。
- 2 埋立て等が計画に沿って施工されているかを確認するため、立入検査ができることとした。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

趣旨 本条は施行に関する事項を規則で規定する旨を定めている。

(市町村の条例との関係)

第22条 この条例の規定は、市町村が、第6条第1項第1号に掲げる土地の埋立て等に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

趣旨 本条は、この条例と市町村の同様な条例との関係について定めている。

解説 市町村条例で、5,000 m²未満の土地の埋立て等に関する必要な規制を設けることを認めるものである。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者
- (2) 第17条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の4の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第18条の4第2項又は第18条の9第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第18条の6の規定に違反して土砂等を搬入した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第20条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の5、第5条の6、第9条第3項、第10条第1項又は第11条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第13条の規定に違反した者
- (3) 第14条第2項又は第15条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

趣旨 第23条及び第24条は罰則について定めている。

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成15年10月1日

茨城県条例第67号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を公布する。

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条の3)
- 第2章 土地の埋立て等の届出(第5条の4—第5条の6)
- 第3章 土地の埋立て等の許可(第6条—第18条)
- 第4章 土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務等(第18条の2—第18条の4)
- 第5章 土砂等搬入禁止区域(第18条の5—第18条の7)
- 第6章 雑則(第18条の8—第22条)
- 第7章 罰則(第23条・第24条)
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、県、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項の廃棄物を除くものをいう。
- (2) 土地の所有者等 土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいう。
- (3) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積をいう。
- (4) 埋立て等区域 土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。

(県の責務)

第3条 県は、県の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講ずることに努めるとともに、市町村が講ずる土地の埋立て等に関する措置について、市町村に対し、必要な技術的な助言及び協力を行うものとする。

(土地の埋立て等を行う者の責務)

第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該土砂等の汚染状態を確認し、土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するための必要な措置その他適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第5条の2 土地の所有者等は、その所有し、又は使用する権原を有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者による土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(土地の埋立て等を行う土地の所有者等の同意)

第5条の3 何人も、土地の埋立て等を行おうとする土地の所有者等の同意を得ずに、土地の埋立て等を行ってはならない。

第2章 土地の埋立て等の届出

(土地の埋立て等の届出)

第5条の4 土地の埋立て等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、土地の埋立て等を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名、土地の埋立て等の目的その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

- (1) 第6条第1項の許可を受けて行う土地の埋立て等
- (2) 市町村が制定する土地の埋立て等を規制するための条例であつて規則で定めるものに基づく許可を受けて行う土地の埋立て等
- (3) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であつて、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- (4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- (5) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であつて、規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

(届出事項の変更の届出)

第5条の5 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

(届出事項の完了等の届出)

第5条の6 第5条の4の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地の埋立て等を完了し、廃止し、休止し、又は休止した土地の埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第3章 土地の埋立て等の許可

(土地の埋立て等の許可)

第6条 土地の埋立て等を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

- (1) 埋立て等区域の面積が5,000平方メートル未満である土地の埋立て等
- (2) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- (3) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- (4) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 埋立て等区域の位置
- (4) 埋立て等区域の面積
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所
- (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
- (9) 土地の埋立て等の施工に関する計画
- (10) 埋立て等区域の周辺の地域的生活環境の保全及び災害の防止に関する計画
- (11) 土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合にあっては、当該請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、埋立て等区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第7条 知事は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の水素イオン濃度指数その他の性質及び有害物質(鉛、砒ひ素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。)による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。
- (2) その土地の埋立て等に用いる土砂等が、複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設を経由する土砂等である場合にあっては、当該積替え又は保管が、規則で定める基準に適合していること。

- (3) その土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。
- (4) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。
- (5) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 廃棄物処理法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、この条例若しくは茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例(平成19年茨城県条例第17号。以下「廃棄物適正化条例」という。)その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - オ 廃棄物処理法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人であるとき(廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消されたときを除く。))は、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。))であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
 - カ 廃棄物処理法第7条の4第1項若しくは第14条の3の2第1項(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。))又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理法第7条の2第3項(廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。キにおいて同じ。))の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - キ カに規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法

- 第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ク 第17条第1項(第1号エに係る部分を除く。)又は廃棄物適正化条例第18条第1項若しくは第2項の規定により許可(廃棄物適正化条例第2条第2項第2号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。ケにおいて同じ。)を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人であるとき(第17条第1項第1号ウに該当することにより許可が取り消されたときを除く。))は、当該取消しの処分に係る茨城県行政手続条例(平成7年茨城県条例第5号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ケ 第17条第1項又は廃棄物適正化条例第18条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消しの処分に係る茨城県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第10条第1項第3号又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による廃止の届出(廃棄物適正化条例第2条第2項第2号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。コにおいて同じ。)をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- コ ケに規定する期間内に第10条第1項第3号又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による廃止の届出があった場合において、ケの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- カ 第17条第1項又は第18条第2項の規定により土地の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。)
- キ 第18条第1項又は第2項の規定による命令(同項の規定による土地の埋立て等の停止の命令を除く。)を受け、その命令に係る措置が完了していない者(当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。)
- ク 土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。)がアからセまでのいずれかに該当するもの
- カ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからセまでのいずれかに該当する者のあるもの
- キ 個人で規則で定める使用人のうちにアからセまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ク 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(許可の条件)

第8条 知事は、第6条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付することができる。

(変更の許可等)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、同条第2項第2号又は第4号から第11号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第6条第2項第1号若しくは第12号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(土地の所有者等への通知)

第9条の2 許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、埋立て等区域内の土地の所有者等(当該土地の所有者等が当該許可を受けた者である場合を除く。第3項において同じ。)に、当該許可に係る第6条第2項各号に掲げる事項及び当該許可に係る条件(第8条の規定により条件を付されたときに限る。)を書面で通知しなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項(同条第2項の規定により第7条及び第8条の規定を準用する場合を含む。)の許可について準用する。この場合において、前項中「第6条第2項各号に掲げる事項」とあるのは「第6条第2項各号に掲げる事項であつて、変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3 許可を受けた者は、前条第3項又は次条第1項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、埋立て等区域内の土地の所有者等に対し、通知しなければならない。

(着手の届出等)

第10条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 当該許可に係る土地の埋立て等に着手したとき。

(2) 当該許可に係る土地の埋立て等を完了したとき。

(3) 当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したとき。

(4) 休止した当該許可に係る土地の埋立て等を再開したとき。

2 知事は、前項の規定による届出(同項第2号又は第3号に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第6条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画(第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。)並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画(第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

(許可に基づく地位の承継)

第11条 許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(施工管理者の設置等)

第12条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(標識の掲示)

第13条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(帳簿への記載等)

第14条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの期間)ごとに、規則で定めるところにより、当該各期間の経過後1月以内に、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(土壌の調査等)

第15条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの期間)ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該各期間の経過後1月以内に、その結果を知事に報告しなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第16条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第6条第2項の申請書の写し、第14条第1項の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(許可の取消し等)

第17条 知事は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第7条第5号ウ若しくはエ(廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定若しくは第23条第1項若しくは第24条(同項の規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号ス、セ若しくはツに該当するに至ったとき。

イ 第7条第5号ソからチまで(同号ウ若しくはエ(廃棄物処理法第25条から第27条までの規定若しくは第23条第1項の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号ス若しくはセに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ 第7条第5号ソからチまで(同号オ又はクに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 第7条第5号アからコまで、シ又はソからチまでのいずれかに該当するに至ったとき(アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。)

(2) 第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。

(4) 第8条(第9条第2項において準用する場合を含む。次条第2項において同じ。)の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件(次条第2項の規定による変更があった場合にあっては、その変更後のもの。同項において同じ。)に違反したとき。

(5) 第10条第1項、第11条第2項、又は第12条から第16条までの規定に違反したとき。

(6) 第14条第2項又は第15条の規定による報告において、虚偽の報告をしたとき。

(7) この項又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。

2 知事は、許可を受けた者が、正当な理由がないのに、第6条第1項の許可を受けた日から起算して1年以内に当該許可に係る土地の埋立て等に着手せず、又は引き続き1年以上当該許可に係る土地の埋立て等を休止したときは、当該許可を取り消すことができる。

(措置命令等)

第18条 知事は、第6条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し、その土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第8条の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 土地の埋立て等が第7条第1号若しくは第2号の基準又は当該許可に係る第6条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。

(2) 生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

第4章 土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務等

(土地の適正な管理)

第18条の2 土地の埋立て等を行う者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を知事その他の関係機関に通報するとともに土地の所有者等に通知しなければならない。

2 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。

3 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事その他の関係機関に通報しなければならない。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務)

第18条の3 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた土地の埋立て等につき、第5条の3の同意をした土地の所有者等は、当該土地の埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土地の埋立て等の施工状況を確認しなければならない。

2 前項の土地の所有者等は、同項の確認の結果、第6条第1項又は第9条第1項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等への勧告及び命令)

第18条の4 知事は、第18条第2項の規定により当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土地の埋立て等を行う土地の所有者等であって次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の確認を怠った者(当該確認を行うべき時期において、第6条第1項又は第9条第1項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていた場合に限る。)

(2) 前条第2項の報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、その者に

対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第5章 土砂等搬入禁止区域

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第18条の5 知事は、土地の埋立て等が継続されることにより、埋立て等区域及びその周辺の区域における人の生命、身体又は財産が害されるおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域(以下「土砂等搬入禁止区域」という。)として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により土砂等搬入禁止区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

4 知事は、第1項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ当該指定の事由が引き続き存すると認めるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町村長から意見を聴取した上、同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。

5 知事は、第1項の規定による指定の準備をするため必要があると認めるときは、その職員に、他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

6 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

7 前2項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(土砂等の搬入の禁止)

第18条の6 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

(土砂等搬入禁止区域の解除)

第18条の7 知事は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第18条の5第2項及び第3項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

第6章 雑則

(書面の交付及び携帯)

第18条の8 次の各号に掲げる者は、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者に対し、土地の埋立て等に用いる土砂等の性質その他規則で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 第5条の4の届出をした者

(2) 許可を受けた者

(3) 市町村が制定する土地の埋立て等を規制するための条例であって規則で定めるものに基づく許可を受けて土地の埋立て等を行う者

- 2 前項の書面の交付を受けた者は、発生させた土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対し、搬入に係る土砂等の発生の場所、搬入先その他規則で定める事項を記載した書面(以下「適合証明書」という。)を交付しなければならない。
- 3 適合証明書の交付を受けた者は、当該適合証明書に係る土砂等を埋立て等区域に搬入するときには、当該適合証明書を携帯しなければならない。
- 4 第1項各号に掲げる者は、前項の規定に違反して適合証明書を携帯していない者による土砂等の搬入を受け入れてはならない。

(土地の埋立て等の停止命令等)

第18条の9 知事は、前条第1項又は第4項の規定に違反して土地の埋立て等を行う者(第5条の4の届出をした者又は許可を受けた者に限る。)に対し、期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

- 2 知事は、前条第3項の規定に違反して適合証明書を携帯せずに土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対し、土砂等を搬入しないよう命ずることができる。
- 3 知事は、前2項の命令を口頭でした場合において、その相手方から命令の内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

(公表)

第18条の10 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

- (1) 第5条の4、第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、土地の埋立て等を行った者
- (2) 第17条第1項の規定による許可の取消し又は命令を受けた者
- (3) 第18条の規定による命令を受けた者
- (4) 第18条の6の規定に違反して土砂等を搬入した者
- (5) 第18条の9第1項又は第2項の規定による命令を受けた者

- 2 知事は、前項第1号又は第4号の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係行政機関等への照会等)

第19条 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関、関係地方公共団体、関係のある公私の団体その他の関係者に対し、照会し、又は協力を要請することができる。

- 2 知事は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等を行う土地の所有者等その他の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等に用いる土砂等を搬入する者、土地の埋立て等を行う土地の所有者等に対し、第18条の8第1項の書面又は適合証明書、土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させ、若しくは第18条の8第1項の書面又は適合証明書の提示を求めることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(市町村の条例との関係)

第22条 この条例の規定は、市町村が、第6条第1項第1号に掲げる土地の埋立て等に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第7章 罰則

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者

(2) 第17条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条の4の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第18条の4第2項又は第18条の9第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

(3) 第18条の6の規定に違反して土砂等を搬入した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第20条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第20条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条の5、第5条の6、第9条第3項、第10条第1項又は第11条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第13条の規定に違反した者

(3) 第14条第2項又は第15条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土地の埋立て等を行っている者は、この条例の施行の日から1月を経過する日までの間(当該期間内に第6条第1項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、同項の許可を受けずに、引き続き当該土地の埋立て等を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(茨城県証紙条例の一部改正)

3 茨城県証紙条例(昭和39年茨城県条例第25号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(茨城県手数料徴収条例の一部改正)

4 茨城県手数料徴収条例(平成12年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成25年条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第6条第1項の許可を受けている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)にこの条例による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第1項の許可を受けた者とみなす。

3 施行日前に改正前の条例第6条第1項又は第9条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の許可を受けている者に対する改正後の条例第14条第2項の規定の適用については、同項中「着手した日」とあるのは、「着手した日又は茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例(平成25年茨城県条例第38号)の施行の日のいずれか遅い日」とする。

5 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の許可を受けている者に対する改正後の条例第17条第1項の規定による許可の取消し若しくは停止の命令又は同条第2項の規定による許可の取消しに関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(茨城県手数料徴収条例の一部改正)

6 茨城県手数料徴収条例(平成12年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(平成27年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年条例第17号)

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

付 則(令和4年条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 土地の埋立て等を行おうとする者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の4の規定の例により、知事に届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、施行日において、改正後の条例第5条の4の規定による届出をしたものとみなす。

3 前項の規定により知事に届出をした者は、施行日前においても、改正後の条例第5条の5及び第5条の6の規定の例により、知事に届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、施行日において、改正後の条例第5条の5又は第5条の6の規定による届出をしたものとみなす。

(経過措置)

4 改正後の条例第9条の2、第18条の3及び第18条の4の規定は、施行日以後に申請された改正後の条例第6条第1項又は第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等について適用し、施行日前に申請されたこの条例による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第6条第1項又は第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に土地の埋立て等を行っている者に対しては、施行日から3月を経過するまでの間は、改正後の条例第18条の8第4項の規定は適用しない。

6 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の許可を受けている者に対する改正後の条例第17条第1項の規定による許可の取消し又は停止の命令に関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成16年3月31日

茨城県規則第41号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を次のように定める。

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(土地の埋立て等の届出)

第2条の2 条例第5条の4の規定による届出は、土地の埋立て等を開始する日の3日前までに土地の埋立て等届（様式第1号）を知事に提出して行わなければならない。

2 条例第5条の4の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立て等区域の位置及び面積
- (2) 埋立て等区域の土地の所有者等の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
- (3) 土地の埋立て等を行う期間
- (4) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び土砂等の発生の場所
- (5) 土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び数量
- (6) 土地の埋立て等の請負人の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
- (7) 土砂等の搬入の請負人の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

(条例第5条の4第2号等の規則で定める条例)

第2条の3 条例第5条の4第2号及び第18条の8第1項第3号の条例であつて規則で定めるものは、条例第6条第1項の規定に相当する規定を設けているものとする。

(条例第5条の4第4号等の規則で定める者)

第3条 条例第5条の4第4号及び第6条第1項第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

- (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として知事が認めた者
- 2 前項第9号の規定による知事の認定を受けようとする者は、土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 法人の登記事項証明書
 - (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

（条例第5条の4第5号等の規則で定める土地の埋立て等）

第4条 条例第5条の4第5号及び第6条第1項第4号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等
- (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場に限る。）及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場に限る。）において行う土地の埋立て等
- (4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第1項に規定する汚染除去等計画に従って行う土地の埋立て等又は同法第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等
- (5) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第36条第1項の規定により知事又は県内の市町村の長が定めた除染実施計画に基づく土地の埋立て等
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の3第2号の規定による指定を受けた者が行う土地の埋立て等（当該指定に係る再生利用のために行うものに限る。）

（条例第5条の4第6号等の規則で定める土地の埋立て等）

第5条 条例第5条の4第6号及び第6条第1項第5号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等

（届出事項の変更の届出）

第5条の2 条例第5条の5の規定による届出は、届出に係る事項を変更する日の3日前までに土地の埋立て等届変更届（様式第1号の3）を知事に提出して行わなければならない。

（届出事項の完了等の届出）

第5条の3 条例第5条の6の規定による届出は、土地の埋立て等届完了等届（様式第1号の4）を知事に提出して行わなければならない。

(許可の申請)

第6条 条例第6条第2項に規定する申請書は、土地の埋立て等許可申請書(様式第2号)とする。

2 条例第6条第2項第12号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の施工を管理する者(以下「施工管理者」という。)の氏名及び電話番号
- (2) 申請者が条例第7条第5号ソに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称並びに代表者及び役員の氏名)
- (3) 申請者が法人である場合にあつては、法人の役員の氏名
- (4) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称
- (5) 申請者に次条第10項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

3 条例第6条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (2) 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。)の利用をすることができない場合に限る。第5号から第8号まで並びに第8条第3項第1号及び第4号において同じ。)(申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (3) 申請者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書
- (4) 申請者が条例第7条第5号アからツまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (5) 申請者が条例第7条第5号ソに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(法定代理人が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書)
- (6) 申請者が法人である場合にあつては、役員の住民票の写し、役員が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(これらの者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書)
- (8) 申請者に次条第10項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し、その者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (9) 土地所有者一覧表
- (10) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図に準ずる地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (11) 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあつては、土地を使用する権原を証する書面

- (12) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し
- (13) 施工管理者であることを証する書面
- (14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第3号）
- (15) 土地の埋立て等に用いる土砂等が次条第2項第1号に規定する土砂等（次号において「改良土以外の土砂等」という。）である場合にあつては、土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書（様式第4号）（当該土地の埋立て等に用いる土砂等が同項第2号に規定する土砂等（次号において「改良土」という。）である場合にあつては、土砂等の発生者が発行する改良土発生元証明書（様式第4号の2））
- (16) 土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土以外の土砂等である場合にあつては、土砂等の発生から処分までのフローシート（様式第4号の3）（当該土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土である場合にあつては、改良土の発生から利用までのフローシート（様式第4号の4））
- (17) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
- (18) 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (19) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- (20) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書
- (21) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあつては、土質柱状図
- (22) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- (23) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第5号）及び地質分析結果証明書（様式第6号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。）（当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあつては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面）
- (24) 土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設（以下「ストックヤード」という。）を経由する土砂等である場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書
 - イ スtockヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類
 - ウ 土砂等の発生者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所から土地の埋立て等を行う場所へ直接搬入しないことの理由書
 - エ スtockヤードの位置を示す図面、現況平面図及び現況断面図
 - オ 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平面図及び断面図
 - カ 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類
- (25) 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
- (26) 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (27) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、土地の埋立て等が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類

(28) 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類

(29) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 前項第23号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあつては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により計量を行い、かつ、別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。

5 第3項第25号に規定する埋立て等区域に係る表土の土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 次の表の左欄に掲げる埋立て等区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあつては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により計量を行い、かつ、別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。

(許可の基準)

第7条 条例第7条第1号の規則で定める物質は、別表第1の左欄に掲げる物質とする。

2 条例第7条第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、次の各号に掲げる土砂等の水素イオン濃度指数が別表第1の2の中欄に掲げる基準値であることとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号。次号において「省令」という。）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等であって、当該土砂等の性質を改良していないもの

(2) 省令別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等（これらに準ずる土砂等を含む。）であって、当該土砂等をセメント、石灰その他の物により安定処理した無機性のもの

3 条例第7条第1号の規則で定める基準のうち、有害物質に係るものについては、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

4 条例第7条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管は、次に掲げる要件を満たす場所又は施設で行うこと。

ア その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をする間、周囲に囲い（保管する土砂等の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

イ その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をする期間は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した標識を掲示していること。

(ア) 土砂等の積替え又は保管の場所である旨

(イ) 土砂等の発生者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先

(ウ) 土砂等の発生の場所及び予定数量

(エ) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先

(オ) 土地の埋立て等を行う場所の所在地

(カ) スtockヤードの管理者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先

ウ 条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可の申請の日から許可の日までの間、Stockヤードの区域のうち、その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をしようとする区域に、他の場所から発生した土砂等又は廃棄物その他その土地の埋立て等に用いる土砂等に混合するおそれのある物が堆積されていないこと。

(2) Stockヤードからその土地の埋立て等に用いる土砂等が飛散し、又は流出しないように必要な措置を講ずること。

(3) その土地の埋立て等に用いる土砂等がその他の物と混合するおそれのないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 仕切りを設ける等の措置

イ その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の作業中、他の場所から発生した土砂等若しくは廃棄物その他その土地の埋立て等に用いる土砂等に混入するおそれがある物を運搬する車両の搬入又はその土地の埋立て等に用いる土砂等を運搬する車両の搬出があるときには、これらの車両の搬入又は搬出を管理する者

を立ち合わせることを。

ウ その土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所若しくはストックヤードから当該土砂等が搬出されたときは、記録者氏名、搬出時刻、搬出車両登録番号、搬出業者の名称、搬出車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の搬出先を記載した帳簿を毎日作成し、又は当該土砂等の発生者若しくは当該ストックヤードの管理者に作成させること。

エ その土地の埋立て等に用いる土砂等がストックヤードに搬入されたときは、記録者氏名、搬入時刻、搬入車両登録番号、搬入業者の名称、搬入車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の積込み場所を記載した帳簿を毎日作成し、又は当該土砂等の発生者若しくは当該ストックヤードの管理者に作成させること。

(4) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管が、条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可の日以降に行われるものであること（同項の規定による許可の場合にあっては、条例第6条第2項第7号に掲げる事項の変更又は同項第9号に掲げる事項（ストックヤードにおける土砂等の積替え又は保管に係る部分に限る。）の変更に係るものに限る。）。

(5) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管のための堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであること。

5 前項第1号イの標識は、土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の場所に係る標識（様式第6号の2）によるものとする。

6 条例第7条第3号の規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。

7 条例第7条第4号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

8 条例第7条第5号アの規則で定める者は、精神の機能の障害により、土地の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

9 条例第7条第5号エの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令及び条例とする。

(1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

(2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）

(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

(4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

(5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

(6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）

(7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）

(8) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）

(9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

(10) 茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和61年茨城県条例第3号）

(11) 茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）

10 条例第7条第5号キ、ク、タ及びチの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土地の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(変更の許可の申請等)

第8条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書(様式第7号)に第6条第3項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 土地の埋立て等を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)
- (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)
- (3) 土地の埋立て等の施行に関する計画の変更(前2号又は次号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。)
- (4) 土地の埋立て等の請負人の氏名又は名称及び住所(請負人の変更を伴わない場合に限る。)並びに法人にあっては、その代表者の氏名(代表者の変更を伴わない場合に限る。)

3 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

- (1) 申請者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し
- (2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書
- (3) 施工管理者を変更する場合にあっては、施工管理者であることを証する書面
- (4) 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は前条第10項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書)

(土地の所有者等への通知)

第8条の2 条例第9条の2第3項の規定による通知は、条例第9条第3項又は第10条第1項の規定による届出の写しを送付することにより行うものとする。

(着手の届出等)

第9条 許可を受けた者が条例第10条第1項第1号に該当することとなったときは、土地の埋立て等着手届(様式第9号)により知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者が条例第10条第1項第2号に該当することとなったときは、土地の埋立て等完了届(様式第10号)に完了した埋立て等区域の構造に関する図面を添えて知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が条例第10条第1項第3号に該当することとなったときは、土地の埋立て等廃止(休止)届(様式第11号)に次に掲げる図面を添えて知事に届け出なければならない。

- (1) 土地の埋立て等を廃止した場合にあっては、廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面
- (2) 土地の埋立て等を休止した場合にあっては、埋立て等区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面

4 許可を受けた者が条例第10条第1項第4号に該当することとなったときは、土地の埋立て等再開届(様式第12号)により知事に届け出なければならない。

(地位の承継の届出)

第10条 条例第11条第2項の規定による届出は、土地の埋立等地位承継届（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類（この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。）
- (3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

(標識の掲示等)

第11条 条例第13条の規定による標識の掲示は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（様式第14号）により行わなければならない。

2 条例第13条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可を受けた年月日及び許可の番号
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 土地の埋立て等を行う場所の所在地
- (4) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 埋立て等区域の面積
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量
- (8) 土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合にあつては、当該請負人の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
- (9) 施工管理者の氏名

(帳簿への記載等)

第12条 条例第14条第1項の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第15号）により毎日行わなければならない。

2 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 埋立て等区域の位置
- (3) 記録者氏名
- (4) 土砂等発生元ごとの申請量
- (5) 搬入時刻
- (6) 搬入車両登録番号
- (7) 搬入業者の名称
- (8) 運転者氏名
- (9) 数量
- (10) 土砂等の積込み場所
- (11) 搬入済量
- (12) 施工作業の内容
- (13) その他埋立て等の施工に必要な事項

3 条例第14条第2項の規定による報告は、土地の埋立て等状況報告書（様式第15号の2）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 報告に係る期間内に記載した土地の埋立て等施工管理台帳の写し

(2) 報告に係る期間の末日における埋立て等区域の構造に関する図面

4 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 埋立て等区域の位置及び面積

(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

(3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元ごとの申請量及びその合計量

(4) 報告に係る期間内に土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量

(5) 土地の埋立て等に着手してから報告に係る期間の末日までに土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量

(土壌の調査等)

第13条 第6条第4項の規定は、条例第15条に規定する土壌の調査について準用する。

2 前項の調査は、知事の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。

3 条例第15条の規定による報告は、土壌調査結果報告書（様式第15号の3）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 前項の規定により採取した試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書

(書類の備付け及び閲覧)

第14条 条例第16条の規定による備置き及び閲覧は、条例第6条第1項の許可を受けた日から行うものとし、第9条第2項若しくは第3項の届けを提出したとき又は条例第17条第1項の取消し若しくは停止若しくは同条第2項の取消しを命ぜられたときから5年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第16条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 条例第9条第1項の規定による変更許可申請書及び同条第3項の規定による変更届出書の写し

(2) 条例第10条第1項の規定による届出書の写し

(3) 条例第14条第2項の規定による報告書の写し

(4) 条例第15条の規定による報告書の写し

(5) 条例第20条第1項の規定による報告書の写し

(土地の所有者等による土地の埋立て等の施工状況の確認)

第14条の2 条例第18条の3第1項の規定による土地の埋立て等の施工状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。この場合において、土地の埋立て等の施工状況の確認をする土地の所有者等は、自ら当該施工状況を確認することが困難な事情があるときは、他の者に確認させることにより行うことができる。

(1) 当該施工に係る埋立て等区域において、当該施工状況が、同意に当たって確認した内容に相違していないこと。

(2) 当該施工に係る埋立て等区域において、土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

(土砂等搬入禁止区域の指定等の公示)

第14条の3 条例第18条の5第2項(条例第18条の7第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、茨城県報に登載して行う。

- (1) 土砂等搬入禁止区域を指定する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、面積、指定の期間及び指定の理由
- (2) 土砂等搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂等搬入禁止区域の位置及び面積

(書面の交付及び携帯)

第14条の4 条例第18条の8第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による書面の交付は、土砂等受入概要書(様式第15号の4)により行わなければならない。

- (1) 埋立て等を行う者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)並びに連絡先
- (2) 土地の埋立て等に係る許可又は届出の年月日
- (3) 土地の埋立て等の目的
- (4) 埋立て等区域の位置及び面積
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

2 条例第18条の8第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による書面の交付は、適合証明書(様式第15号の5)により行わなければならない。

- (1) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)並びに連絡先
- (2) 土地の埋立て等に係る許可又は届出の年月日
- (3) 搬入する者の氏名
- (4) 搬入の用に供する自動車の登録番号
- (5) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
- (6) 土地の埋立て等を行う期間
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び数量
- (8) 搬入する土砂等の性質及び数量

(公表)

第14条の5 条例第18条の10第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 住所又は事務所の所在地
- (2) 法人の場合にあっては、その代表者の氏名
- (3) 許可の取消し又は命令の内容(条例第18条の10第1項第2号、第3号又は第5号の規定に該当する場合に限る。)

(身分証明書の様式)

第15条 条例第20条第3項に規定する身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(様式第16号)によるものとする。

(書類の提出部数)

第16条 条例及びこの規則により知事に提出する書類の部数は、条例第5条の4、第5条の5及び第5条の6の規定により知事に提出する書類にあつては1部とし、その他の書類にあつては3部とする。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年規則第79号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

付 則 (平成22年規則第22号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年規則第65号)

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

付 則 (平成26年規則第21号)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例(平成25年茨城県条例第38号)付則第2項又は付則第3項の規定の適用を受ける者は、この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条第2項及び様式第14号の規定にかかわらず、平成26年4月30日までの間は、この規則による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則様式第14号の標識を用いて茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第13条の規定による掲示を行うことができる。

付 則 (平成27年規則第72号)

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

付 則 (平成29年規則第2号)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第1及び様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第4項第2号(同規則第13条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第6条第4項第2号及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

付 則 (平成31年規則第5号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第1及び様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第4項第2号(同規則第13条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第6条第4項第2号及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

付 則 (令和元年規則第9号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第1及び様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第4項第2号(同規則第13条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第6条第4項第2号及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

付 則 (令和元年規則第28号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

付 則 (令和4年規則第49号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例(令和4年茨城県条例第42号)付則第2項及び第3項の規定による届出は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第2条の2から第5条の3までの規定の例により行うことができる。

付 則 (令和5年規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。ただし、第15条及び様式第16号の改正規定並びに付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1、別表第1の2及び様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第4項第2号(同規則第13条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第6条第4項第2号及び第5項第2号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 15 条の規定による身分を示す証明書は、改正後の規則第 15 条の規定による身分を示す証明書とみなす。

別表第1（第6条第4項第4号，第6条第5項第4号，第7条第1項，第7条第3項関係）

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2，55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
有機磷	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては，昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては，日本産業規格K0170—7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下，かつ，埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては，試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては，規格61に定める方法，農用地に係るものにあつては，農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては，試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1，2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1，5.2，5.3.1又は5.3.2に定める方法
1，1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法
1，2—ジクロロエ	検液1リットルにつき0.04	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1，5.2又は5.3.2

チレン	ミリグラム以下	に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c(注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第1の2（第6条第4項第4号，第6条第5項第4号関係）

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211-2020「土懸濁液のpH試験方法」

別表第2（第7条第6項関係）

- 1 埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは，当該地盤に滑りが生じないように，くい打ち，土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合にあつては，土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう，当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土地の埋立て等の高さ（土地の埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を設置する場合にあつては，当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を設置する場合にあつては，当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は，次の表のとおりとする。

土地の埋立て等の高さ	のり面の勾配
盛土又は堆積にあつては10メートル以下，埋立てにあつては原則10メートル以下（安定計算により安全が確認された場合にあつては，知事が認める高さ）	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル（土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高さにあつては，垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル）以上の勾配

- 4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は，宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 土地の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあつては，土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け，当該段及びのり面には，雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み，沈下又は崩壊が生じないように，原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし，この基準と同等基準により土えん堤を設置する場合は，この限りでない。
- 7 のり面は，石張り，芝張り，モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 埋立て等区域は，利用目的が明確である部分を除き，芝張り，植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第7条第7項関係）

<p>土地の埋立て等の 施工管理体制</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。 2 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。 3 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさくを設けること。また、埋立て等区域内を容易に目視できる構造とすること。 4 埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。 5 土砂等の埋立て等区域への搬入は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までとすること。
<p>粉じんの飛散及び 雨水等の流出の 防止対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。 2 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。 3 埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。
<p>騒音及び振動の 防止対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）に規定する特定建設作業に準ずること。 2 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準ずること。
<p>交通安全対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。 2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 3 搬入経路が通学路に当たるときは、市町村教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。 4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。 5 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。 6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。
<p>その他生活環境の 保全及び災害の 防止対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋立て等区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講ずること。 2 埋立て等区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。 3 埋立て等区域の地耐力（地盤の支持力及び沈下が生じないことをいう。）については、支持力を評価する試験にあつては平板載荷試験、ボーリング試験、スウェーデン式サウンディング試験等を、沈下が生じないことを評価する試験にあつては室内土質試験等をそれぞれ1箇所以上行うこと。ただし、沈下が生じないことを評価については、ボーリング試験又はスウェーデン式サウンディング試験等の結果から推定したものにより代えることができる。

土地の埋立て等届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

土地の埋立て等を行うので、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第5条の4の規定により、次のとおり届け出ます。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） m ²
埋立て等区域の土地の所有者等	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名） 電話番号	
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び土砂等の発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び数量	性質	数量 m ³
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）	
土砂等の搬入の請負人	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）	

- 備考 1 埋立て等区域の土地の所有者等の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、埋立て等区域の土地の所有者等の一覧表を添付すること。
- 2 土地の埋立て等の請負人の欄については、土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合に限り記入すること。
- 3 土砂等の搬入の請負人の欄については、土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入を他の者に請け負わせる場合に限り記入すること。

様式第1号の2（第3条第2項関係）

土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 名称及び代表者の氏名 印
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成16年茨城県規則第41号）第3条第2項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金，基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円（ 年 月 日現在）

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土地の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書，財産目録，損益計算書及び貸借対照表

様式第1号の3（第5条の2関係）

土地の埋立て等届変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第5条の4の規定による届出をした事項を変更するので、同条例第5条の5の規定により、次のとおり届け出ます。

届出をした年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

様式第1号の4（第5条の3関係）

土地の埋立て等届完了等届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第5条の4の規定による

届出をした土地の埋立て等を

完了
廃止
休止
再開

したので、同条例第5条の6の規定により、次のとおり届け出ます。

届出をした年月日	年 月 日
計画期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
休止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
再開年月日	年 月 日
完了年月日又は 廃止年月日	年 月 日

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

申請者 氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名）

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による許可を受けたいので，次のとおり申請します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） m ²
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 月（年）間	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
土地の埋立て等の施工に関する計画		
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画		
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名）	
施工管理者の氏名及び電話番号	氏名 電話番号	

備考 土地の埋立て等の施工に関する計画並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し，計画書を添付すること。

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図2 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。)の利用をすることができない場合に限る。第5項から第8項までにおいて同じ。)及び印鑑登録証明書3 申請者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書4 申請者が条例第7条第5号アからツまでに該当しない者であることを誓約する書面5 申請者が条例第7条第5号ソに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書)6 申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し、役員が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(これらの者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)8 申請者に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第7条第10項に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し、その者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書9 土地所有者一覧表10 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し11 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面12 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し13 施工管理者であることを証する書面
------------------	---

(第3面)

<p>14 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第3号)</p> <p>15 土地の埋立て等に用いる土砂等が規則第7条第2項第1号に規定する土砂等(以下「改良土以外の土砂等」という。)である場合にあっては、土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第4号)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等が規則第7条第2項第2号に規定する土砂等(以下「改良土」という。)である場合にあっては、土砂等の発生者が発行する改良土発生元証明書(様式第4号の2))</p> <p>16 土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土以外の土砂等である場合にあっては、土砂等の発生から処分までのフローシート(様式第4号の3)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土である場合にあっては、改良土の発生から利用までのフローシート(様式第4号の4))</p> <p>17 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図</p> <p>18 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書</p> <p>19 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図</p> <p>20 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書</p> <p>21 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあっては、土質柱状図</p> <p>22 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書</p> <p>23 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面)</p> <p>24 土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設(以下「ストックヤード」という。)を経由する土砂等である場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>(1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書</p> <p>(2) スtockヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類</p> <p>(3) 土砂等の発生者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所から土地の埋立て等を行う場所へ直接搬入しないこと理由書</p> <p>(4) スtockヤードの位置を示す図面、現況平面図及び現況断面図</p> <p>(5) 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平面図及び断面図</p> <p>(6) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類</p> <p>25 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書</p> <p>26 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>27 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類</p> <p>28 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類</p> <p>29 前各項に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p>
<p>茨城県収入証紙貼付け欄(消印しないこと。)</p>

(第4面)

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
			住所
		男・女	
（法人である場合）			
(ふりがな) 名称		主たる事務所の所在地	
法定代理人（申請者が条例第7条第5号ソに規定する未成年者である場合）			
（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
			住所
		男・女	
（法人である場合）			
(ふりがな) 名称		主たる事務所の所在地	
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

(第5面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	性別	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
			割合	住所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

規則第7条第10項に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第3号（第6条第3項第14号関係）

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画

発生元事業者名	搬入計画						
	予定量 m ³	搬入済量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂等の区分	発生場所
				～	～		
合 計							
予 定 容 量	m ³						

- 備考 1 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる区分を記載すること。
- 2 変更許可申請時においては、既に許可を受けている発生元事業者名を全て記載し、搬入済量欄には変更許可申請時の搬入済量を記載すること。また、搬入が完了した発生元については搬入済量の数値の右側に「完了」と記載すること。ただし、搬入済量が予定量を超えている場合には、理由書を提出すること。
- 3 搬入継続中の発生元の予定量と搬入が完了した発生元の搬入済量の合計は、予定容量を超えてはならないこと。

土砂等発生元証明書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所又は所在地

土砂等の発生者 事業者名 印
 代表者又は現場責任者の氏名
 電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をします。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m ³ （うち処分契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる区分を記載すること。

改良土発生元証明書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所又は所在地
 土砂等の発生者 事業者名 印
 代表者又は現場責任者の氏名
 電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をします。

発生場所（施設）名	
発生場所（施設）所在地	
発生土砂等の原材料	土砂等 ・ 汚泥 ・ その他（ ）
添加物（固化材等）の種類	セメント ・ 石灰 ・ その他（ ）
改良の内容	安定処理 ・ その他（ ）
廃棄物中間処理施設設置等の許可	有（許可年月日： 許可番号： ） ・ 無
発生土砂等の搬出期間	年 月 日から 年 月 日まで
発生土砂等の搬出可能量	m ³ （うち搬出契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発生土砂等の区分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
発生土砂等の埋立て等事業者	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

- 備考 1 発生土砂等の原材料，添加物（固化材等）の種類，改良の内容の各欄は，該当するもの全てを囲むこと。
 なお，その他に該当する場合には，具体的に記載すること。
- 2 廃棄物中間処理施設設置等の許可の欄には，発生場所（施設）の設置に関し，法，茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号），その他の法令に基づく許可を受けているかどうかを記載すること。
 なお，許可を受けている場合には，許可証の写しを添付すること。
- 3 発生土砂等の区分の欄には，建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる区分又はこれらに準ずる旨を記載すること。
- 4 改良の内容及び発生土砂等が無機性であることを明らかにする資料（製造工程表等）を添付すること。

土砂等の発生から処分までのフローシート

1 工事名及び工事の発注者等

工 事 名			
発 生 場 所			
発 注 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
土砂等の発生 す る 期 間	年 月 日～ 年 月 日	発生量	m ³

2 土砂等の発生者

元 請 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

3 一次下請（土工事）

土 工 事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

4 下請（運搬）

運 搬 事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

5 埋立て等を行う事業者

事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
工事施工業者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
埋 立 て 等 を 行 う 場 所			
面 積	m ²	予 定 容 量	m ³

- 備考 1 各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 各欄に該当しない運搬事業者及び下請業者についても、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第4号の4（第6条第3項第16号関係）

改良土の発生から利用までのフローシート

1 発生土砂等の原材料の受入状況

受入元事業者名	受入日	受入量 m ³	受け入れた 原材料の区分
			土砂等・汚泥・その他（ ）
			土砂等・汚泥・その他（ ）
			土砂等・汚泥・その他（ ）
			土砂等・汚泥・その他（ ）
			土砂等・汚泥・その他（ ）
合計		m ³	

2 土砂等の発生状況及び発生者

発生場所（施設）名			
発生場所（施設）所在地			
発生者 代表者氏名 住所 電話番号			
土砂等の 搬出期間	年 月 日から 年 月 日まで	搬出量	m ³

3 運搬者

運搬事業者 代表者氏名 住所 電話番号	
------------------------------	--

4 埋立て等を行う事業者

事業者 代表者氏名 住所 電話番号			
工事施工業者 代表者氏名 住所 電話番号			
埋立て等 を行う場所			
面積	m ²	予定容量	m ³

- 備考 1 各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 各欄に該当しない運搬事業者及び下請業者についても、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 発生土砂等の原材料の受入状況については、本書に直接記載するか、又は記載事項を網羅した台帳の写し等を添付すること。
- 4 受け入れた原材料の区分の欄については、該当するものを囲み、その他に該当する場合には、具体的に記載すること。

様式第5号（第6条第3項第23号，第6条第3項第25号，第13条第3項関係）

土壤調査試料採取報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印
(法人にあつては，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成16年茨城県規則第41号）

〔第6条第3項第23号
第6条第3項第25号
第13条第3項〕に規定する土壤の調査の試料を次のとおり採取したので報告します。

検 体 番 号	
採 取 者	
採 取 年 月 日	
採 取 場 所	
採 取 日 の 天 候	
採 取 深 度	

- 備考 1 この報告書は，土壤調査試料を採取した者が作成すること。
2 検体番号の欄には，この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載すること。

地質分析結果証明書

年 月 日

殿

分析機関名
代表者
所在地
電話番号
環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体について，土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し，計量した結果等を次のとおり証明します。

（検体番号 ）

項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l		0.003	日本産業規格 K0102 55.2, 55.3又は55.4	
全シアン	mg/l		不検出	日本産業規格 K0102 38 (38.1.1及び38の備考11の方法を除く。), 昭和46環告第59号付表1	
有機燐	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1, 日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては, 昭和49環告第64号付表2）	
鉛	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l		0.05	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く。)(65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては, 日本産業規格K0170-7の7のa) 又はb)に定める操作を行う。)	
砒素	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表2	
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3, 昭和49環告第64号付表3	
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表4	
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/l		0.002	平成9環告第10号付表	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
トリクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表5	
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表6第1, 第2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表6第1, 第2	
ベンゼン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
セレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4	
ふっ素	mg/l		0.8	日本産業規格 K0102 34.1 (34の備考1を除く。), 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては, 蒸留試薬溶液として, 水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル, リン酸60ミリリットル 及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し, 水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い, 日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。), 34.1.1c) (注(2)第3文, 34の備考1を除く。) 及び昭和46環告第59号付表7	
ほう素	mg/l		1	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4	
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05	昭和46環告第59号付表8	
農用地 (田に限る。)	砒素	mg/kg	15	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条 農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条	含有 試験
	銅	mg/kg	125		
水素イオン濃度指数	-		4以上9未満	地盤工学会基準 JGS 0211-2020「土懸濁液のpH試験方法」	
検体の性状	形状		色	におい	
備考					

備考 1 「昭和46環告第59号」とは，水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）をいう。
2 「昭和46環告第64号」とは，環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）をいう。
3 「平成9環告第10号」とは，地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）をいう。

様式第6号の2（第7条第5項関係）

土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の場所に係る標識	
土砂等の発生者	住所 氏名 （法人にあつては，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名） 連絡先
土砂等の発生の場所及び 予定数量	発生場所 予定数量 m ³
土地の埋立て等を行う者	住所 氏名 （法人にあつては，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名） 連絡先
土地の埋立て等を行う場 所	
ストックヤードの管理者	住所 氏名 （法人にあつては，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名） 連絡先

縦は90センチメートル以上，横は120センチメートル以上とすること。

様式第7号（第8条第1項関係）

（表）

土地の埋立て等変更許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

申請者 氏名 印
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第9条第1項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更の理由		

備考 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第3項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添付すること。

(裏)

茨城県収入証紙貼付け欄（消印しないこと。）

土地の埋立て等変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第6条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号		
変更の内容	変更前		変更後
変更の内容（茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。）第6条第2項第2号から第5号までに掲げる事項）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
変更年月日			

- 備考 1 申請者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の15第1項の規定による同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号を除く。）の利用をすることができない場合に限る。4において同じ。）。
- 2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付すること。
- 3 施工管理者の変更の場合には、施工管理者であることを証する書面を添付すること。
- 4 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は規則第7条第10項に規定する使用人の変更の場合にあつては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（当該変更後の法定代理人が法人である場合にあつては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあつては法人の登記事項証明書）を添付すること。

様式第9号（第9条第1項関係）

土地の埋立て等着手届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名）

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）による許可に係る土地の埋立て等に着手したので，同条例第10条第1項の規定により，次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 指令 第 号
着 手 年 月 日	年 月 日

様式第10号（第9条第2項関係）

土地の埋立て等完了届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名）

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）による許可に係る土地の埋立て等を完了したので，同条例第10条第1項の規定により，次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 指令 第 号
計 画 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

備考 完了した埋立て等区域の構造に関する図面を添付すること。

様式第11号（第9条第3項関係）

土地の埋立て等廃止（休止）届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
 電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）による許可に係る土地の埋立て等を廃止（休止）したので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
計画期間及び廃止年月日又は休止期間	計 画 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃 止 年 月 日 （ 休 止 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日）

- 備考 1 土地の埋立て等を廃止した場合には、廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面を添付すること。
- 2 土地の埋立て等を休止した場合には、埋立て等区域外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面を添付すること。

様式第12号（第9条第4項関係）

土地の埋立て等再開届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）による許可に係る土地の埋立て等を再開したので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 指令 第 号
休 止 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日

（第1面）

土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。）による許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- （1）許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- （2）茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。）第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類（この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。）
- （3）許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

(第2面)

届出者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住所		
法定代理人 (届出者が条例第7条5号ソに規定する未成年者である場合) (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	本籍 住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
役員 (届出者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	本籍 住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の 総数	株		出資の額	円
	生年月日	性別	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 籍 住 所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

規則第7条第10項に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍
	役職名・呼称		住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第14号（第11条第1項関係）

土砂等による土地の埋立て等に関する標識	
許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
土地の埋立て等の目的	
土地の埋立て等を行う場所の所在地	
土地の埋立て等を行う者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
埋立て等区域の面積	m ²
土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m ³
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
施工管理者の氏名	

縦は90センチメートル以上、横は120センチメートル以上とすること。

様式第15号（第12条第1項関係）

土地の埋立て等施工管理台帳

年 月 日（ ）

土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
埋立て等区域の位置

記録者氏名 印
土砂等発生元ごとの申請量 m³

	搬入時刻	搬入車両登録番号	搬入業者の名称	運転者氏名	数量 (m ³)	土砂等の積込み場所	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
搬入済量				小計	m ³	累計	m ³

施工作業の内容
その他埋立て等の施工に必要な事項

備考 この台帳は、原則として許可申請のあった土砂等発生元証明書の箇所ごとに作成すること。

様式第15号の2（第12条第3項関係）

土地の埋立て等状況報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
 電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第14条第2項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
埋立て等区域の位置	
埋立て等区域の面積	m ² （うち累計搬入済面積 m ² ） （うち今回搬入済面積 m ² ）
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³ （うち搬入済量 m ³ ） （うち今回搬入済量 m ³ ）
今回の報告に係る期間	年 月 日 ～ 年 月 日
土砂等の発生の場所	申請量 m ³ 前回累計量 m ³ 今回報告量 m ³ 累計量 m ³ 備考
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
合計	

備考 土砂等の発生の場所を記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第15号の3（第13条第3項関係）

土壌調査結果報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第15条の規定により、次のとおり土壌の調査の結果を報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
埋立て等の区域	
報告にかかる試料数	

備考 土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第5号）及び地質分析結果証明書（様式第6号）を添付すること。

土砂等受入概要書

年 月 日

住所

埋立て等を行う者 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

土地の埋立て等に係る 許可又は届出の年月日	年 月 日	
土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び 面積	位置	面積 (実測) m ²
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
土地の埋立て等に用いる 土砂等を発生させる者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
土地の埋立て等に用いる 土砂等の性質及び数量	性質	数量 m ³

茨城県からのお知らせ

土地の埋立て等に用いる土砂等を搬入する際の注意点

- 表面の書面は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 15 年条例第 67 号。以下「県条例」という。）に基づく交付書面です。
- 表面の書面に係る土砂等は、次のいずれかの埋立て等（埋立て、盛土、堆積）に用いられることとなります。
 - ・ 県条例第 6 条第 1 項の許可を受けた埋立て等（5,000 m²以上・県の許可）
 - ・ 県条例第 5 条の 4 の規定による届出に係る埋立て等（5,000 m²未満・県への届出）
 - ・ 市町村が定める埋立て等の規制条例の許可を受けた埋立て等（5,000 m²未満・市町村の許可）
- 埋立て等区域へ土砂等を搬入する際は、各種法令に従って搬入してください。
特に、次の点は厳に遵守してください。
 - ・ 過積載をしたり、搬入する方に過積載をさせてはいけません。
 - ・ 法令に違反する車両（違法改造車両）を使用したり、搬入する方に使用させてはいけません。
- 県条例の施行に必要な場合、土砂等の発生の場所に立ち入ったり、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる方や搬入する方に対して報告を求めたりすることがあります。（県条例第 20 条）

土砂等受入概要書の交付を受けた方へ

- 発生させた土砂等により土地の埋立て等が行われる場合、土砂等を発生させる方には、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をする責務があります。
（県条例第 5 条）
- 土砂等受入概要書の交付を受けた方は、発生させた土砂等を埋立て等区域に搬入する方へ、適合証明書を交付しなければなりません。（県条例第 18 条の 8 第 2 項）

適合証明書の交付を受けた方へ

- 適合証明書の交付を受けた方は、当該適合証明書に係る土砂等を埋立て等区域に搬入するときは、当該適合証明書を携帯しなければなりません。（県条例第 18 条の 8 第 3 項）
- 交付を受けた適合証明書を携帯せずに土砂等を搬入する方に対しては、土砂等を搬入しないよう命ずることがあります。（県条例第 18 条の 9 第 2 項）

茨城県からのお知らせ

土地の埋立て等に用いる土砂等を搬入する際の注意点

- 表面の書面は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 15 年条例第 67 号。以下「県条例」という。）に基づく交付書面です。
- 表面の書面に係る土砂等は、次のいずれかの埋立て等（埋立て、盛土、堆積）に用いられることとなります。
 - ・ 県条例第 6 条第 1 項の許可を受けた埋立て等（5,000 m²以上・県の許可）
 - ・ 県条例第 5 条の 4 の規定による届出に係る埋立て等（5,000 m²未満・県への届出）
 - ・ 市町村が定める埋立て等の規制条例の許可を受けた埋立て等（5,000 m²未満・市町村の許可）
- 埋立て等区域へ土砂等を搬入する際は、各種法令に従って搬入してください。
特に、次の点は厳に遵守してください。
 - ・ 過積載をしたり、搬入する方に過積載をさせてはいけません。
 - ・ 法令に違反する車両（違法改造車両）を使用したり、搬入する方に使用させてはいけません。
- 県条例の施行に必要な場合、土砂等の発生の場所に立ち入ったり、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる方や搬入する方に対して報告を求めたりすることがあります。（県条例第 20 条）

土砂等受入概要書の交付を受けた方へ

- 発生させた土砂等により土地の埋立て等が行われる場合、土砂等を発生させる方には、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をする責務があります。
（県条例第 5 条）
- 土砂等受入概要書の交付を受けた方は、発生させた土砂等を埋立て等区域に搬入する方へ、適合証明書を交付しなければなりません。（県条例第 18 条の 8 第 2 項）

適合証明書の交付を受けた方へ

- 適合証明書の交付を受けた方は、当該適合証明書に係る土砂等を埋立て等区域に搬入するときは、当該適合証明書を携帯しなければなりません。（県条例第 18 条の 8 第 3 項）
- 交付を受けた適合証明書を携帯せずに土砂等を搬入する方に対しては、土砂等を搬入しないよう命ずることがあります。（県条例第 18 条の 9 第 2 項）

（第1面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
茨城県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- 備考
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領

1 目的

この要領は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 15 年茨城県条例第 67 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定による許可に係る知事の審査の手続き等に関し必要な事項を定め、当該許可事務の適正かつ円滑な執行を図ることにより、土砂等の適正な埋立て等を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 事前協議の手続

(1) 条例に基づく土地の埋立て等の許可申請（変更許可申請を含む。）を行おうとする者（以下「事業計画者」という。）は、あらかじめ、土地の埋立て等に関する事前協議書（様式第 1 号）を知事に提出するものとする。

なお、事前協議書の提出部数は 3 部とする。

(2) 事前協議書には、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

ア 埋立て等区域の位置図（縮尺 1/25,000～1/10,000 程度とする。）

イ 埋立て等区域の付近の見取図（縮尺 1/2,000 程度とし、当該埋立て等区域の周辺 500m の範囲を含むものとする。）

ウ 埋立て等区域の公図の写し（当該埋立て等区域及びその隣接地を含むものとする。また、当該公図の写しには各筆の地番・地目・面積を明示し、当該埋立て等区域を朱書きするものとする。）

エ 埋立て等区域の地権者一覧（当該地権者の土地ごとに地番、面積を明示するものとする。）

オ 土砂等の発生から処分までのフローシート

カ 埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図

キ 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

ク 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書

ケ 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画及び経路図

コ 事業計画者が条例第 7 条第 5 号アからチまでに該当しない者であることを誓約する書面

サ 関係法令手続報告書（様式第 2 号）

シ その他知事が必要と認める書類

(3) 変更許可申請に伴う事前協議書には 2（2）の関係書類のうち変更に係る書類を添付するものとする。

- (4) 知事は、事業計画者から事前協議書の提出があったときは、市町村長に当該土地の埋立て等に対する意見を求めるものとし、市町村長は意見書(様式第3号)により知事に回答するとともに、その内容を事業計画者に通知するものとする。
- (5) 市町村長は、知事から2(4)の意見を求められたときは、当該土地の埋立て等について、地元関係者に対する説明会の開催又は同意取得の必要性、土地利用計画との整合性並びに当該埋立て等区域周辺の生活環境への配慮について回答するものとする。
- なお、6ヶ月以内に知事に回答できない場合、市町村長は、意見書の回答が遅延する理由を知事に報告するものとする。
- (6) 事業計画者は、当該土地の埋立て等に関係する法令等について知事及び市町村長の指導を受けるものとする。
- (7) 事業計画者は、知事及び市町村長の指導に基づき地元関係者に対する説明会を開催した場合には、その結果を知事及び市町村長に報告するものとする。
- (8) 事業計画者は、知事及び市町村長の指導を受けた後、同意の取得が必要となった場合には、地元関係者の同意を書面(以下「同意書」という。)により取得しなければならない。
- (9) 事業計画者は周辺住民等から事前協議書の閲覧の求めがあったときは、関係書類を閲覧させなければならない。
- (10) 知事は、2(1)により事前協議書の提出があったときは、その職員に計画地の現地調査を行わせるものとする。この場合において、知事は、市町村長に協力を求めるものとする。
- (11) 事業計画者は、2(7)により地元関係者に対する説明会を開催した後又は2(8)により地元関係者の同意を取得した後は、市町村長にその結果について説明するとともに、土地の埋立て等に係る地元関係者等の調整状況調書(様式第4号。以下「調整状況調書」という。)3部を市町村長に提出しなければならない。
- なお、地元関係者の同意を取得した場合にあっては、調整状況調書に、当該地元関係者それぞれの同意書の写しを添付するものとする。
- (12) 市町村長は、事業計画者から調整状況調書の提出があったときは、その内容を確認し、その旨を調整状況調書に記載のうえ、2部を事業計画者に返戻するものとする。
- (13) 事業計画者は、市町村長に調整状況調書による確認を受けた調整状況調書2部を知事に提出しなければならない。
- (14) 知事は、事前協議が終了した場合は、その結果を事業計画者に通知するものとする。

3 地元関係者に対する説明会等

(1) 事業計画者は周辺の地域の住民の理解を得るため、地元関係者に対する説明会を開催する場合、地元関係者の範囲は次のとおりとする。ただし、市町村長の意見により、異なる取り扱いとすることができる。

ア 埋立て等区域の境界から、原則として 300m以内に居住する住民（事業所を含む。以下「周辺住民」という。）

イ 埋立て等区域の敷地に隣接する土地の所有者

ウ 埋立て等区域の排水等を放流する水路等の管理者

(2) 地元関係者に対する説明会の開催に代わり、地元関係者から同意を取得する場合にあっては、当該同意書には次の事項を記載しなければならない。

ア 事業計画者の住所及び氏名（事業計画者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

イ 埋立て等区域の地番及び面積

(3) 同意書には、同意者の住所及び氏名が自署され、その者の押印がされていないといけない。

4 事前協議の失効

市町村長から 2（4）の意見書の提出があった日から起算して 1 年以内に、条例第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可申請がない場合は、事前協議書が取り下げられたものとみなす。

付 則

1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領は、平成 16 年 3 月 31 日現在市町村条例の許可を得て土地の埋立て等を行っている場合には適用しない。

付 則

この要領は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

土地の埋立て等に関する事前協議書

年 月 日

茨城県知事 殿

事業計画者

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領2(1)の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

1 土地の埋立て等の目的	埋立て、盛土及び堆積の別、及び目的	
2 埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積 (実測) m²
3 土地の埋立て等を行う期間	許可日から 月 (年) 間	
4 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
5 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m³	

※添付書類は事前協議要領2(2)に掲げるものとする

関係法令手続報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

事業計画者

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

【土地利用規制関係法令】

関係法令	規制区域等	規制区域等の状況
1 自然公園法 茨城県立自然公園条例	含む 含まない	・特別地域 (第1種 第2種 第3種) ・普通地域
2 自然環境保全法 茨城県自然環境保全条例	含む 含まない	・自然環境保全地域 (特別地区 普通地区) ・緑地環境保全地域
3 首都圏近郊緑地保全法	含む 含まない	・近郊緑地保全区域 (特別保全地区 保全地区)
4 都市計画法	含む 含まない	・風致地区 文教地区 ・その他 ()
5 都市緑地保全法	含む 含まない	・緑地保全地区
6 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	含む 含まない	・鳥獣保護区域 (特別, 普通)
7 森林法	含む 含まない	・保安林区域 ・保安林予定森林, 保安施設地区 ・地域森林計画対象民有林 ・その他 ()
8 農業振興地域の整備に関する法律	含む 含まない	・農業振興地域 (農用地区域) ・集团的優良農地 ・その他 ()
9 農地法	含む 含まない	・転用許可 (第4条 第5条) ・農地改良届
10 文化財保護法	含む 含まない	・貝塚, 古墳群, 遺跡, 城跡 ・その他 ()

関係法令	規制区域等	規制区域等の状況
11 砂防法	含む 含まない	・砂防指定区域
12 河川法	含む 含まない	・河川保全区域 ・河川区域 ・その他（ ）
13 海岸法	含む 含まない	・海岸保全区域
14 地すべり等防止法	含む 含まない	・地すべり防止区域 ・その他（ ）
15 急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律	含む 含まない	・急傾斜地崩壊危険区域
16 国土利用計画法	含む 含まない	・一定面積以上の一団の土地
17 土壌汚染対策法	含む 含まない	・3,000㎡以上の土地の形質変更
18 その他	含む 含まない	

【その他の関係法令】

関係法令	関係手続	手続の状況
1 騒音規制法 茨城県生活環境の保全等 に関する条例	要 不要	・特定建設作業の届出

意見書

1 地元関係者に対する説明会の開催又は同意取得の必要性について

(注) 記載上の留意事項

- (1) 説明会の開催又は同意取得の別を記載
- (2) 同意の取得を必要とする場合の地元関係者の範囲を明記

2 土地利用上の整合性について

(注) 記載上の留意事項

- (1) 国土利用計画法，都市計画法，農業振興地域の整備に関する法律，森林法，自然公園法等，法令に基づく土地利用に関する計画との整合性
- (2) 道路，公園，河川，水路等公共公益施設等の利用又は整備計画との整合性
- (3) 農業土地基盤整備事業等との整合性
- (4) その他法令に基づく土地利用規制との整合性

3 埋立て等区域周辺的生活環境への配慮

(注) 記載上の留意事項

- (1) 通勤，通学などの交通事情への影響
- (2) 飛散流出・騒音対策

土地の埋立て等に係る地元関係者等の調整状況調書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

連絡先 Tel _____

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

説明会の開催	開催日時	年 月 日 () : ~ : まで
	開催場所	
	出席者の状況	1 出席者：対象者 戸のうち出席者 戸 2 説明者 3 市町村
	開催状況	説明概要、地域住民からの要望、説明者の回答などについて記載すること。 また、開催できなかった場合は、その状況等を記載すること。
	欠席者への対応	
同意取得	周辺住民	対象者 戸のうち 同意者数 戸 不同意者数 戸 不同意の理由 []
	隣接土地所有者	隣接土地所有者 人のうち 同意者数 人 不同意者数 人 不同意の理由 []

